

【仕様書印字台】標準仕様書(機能) 05 収納管理		選定地方団体_機能要件							標準化機種検討		構成員 町前ご意見(集約)		
機能名称	仕様書たき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	要件の考え方・機能	検討項目(論点集)	検討項目(論点)	
1.1.7.	納税義務ごとに督促、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。	1.2	【処分履歴の保持】 158. 過去行った処分履歴を保持すること。 【不納欠損対象者把握】 173. 未納対象者(執行停止分と執行停止でない分)の一覧を出力できること。期別ごとの未納額、最終収納日、処分年月日の表示があること。						15. 督促、執行停止、不納欠損等の処分情報および公示情報が表示できること。 16. 現時点での滞り状況について照会画面で確認できること。	多くの構成員の仕様に滞り処分情報の照会に関する要件が記載されているため、必須と考えます。 滞りの操作に関する要件は、記載から除外しています。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① 徴収猶予、公示送達に関する情報が必要という意見 (C市) 一方、滞り管理システムで管理することで収納管理で行う必要はないと考えます。 ⇒収納側の必要性について、他の構成員も確認	
1.1.8.	納期額・税目を指定し、未納者台帳を作成できること。 同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。 世帯員や固定資産税の共有者、市町村民税(特別徴収)の特別徴収事業所で名寄せして表示できること。		31. 税目毎の未納者が分かる一覧表が作成でき、CSV出力できること。 【未納者リスト作成】 207. 指定した税目の未納付データを抽出し未納者リストを作成する。また、金額の最小値を設定することにより、高額滞納者リストとしても使用可能とする。			規定・収納状況 未納額明細 51. 選択された義務者が保有する未納額が参照できること。 52. 指定した個人の未納明細書が出力できること。(日指定をして延滞金の計算も自動でできること) 53. 未納額一覧について同一人物が設定されている場合は、名寄せして表示されること。 54. 未納額一覧表を、両面より即時発行できること。また、その際には、全件出力・選択出力が可能のこと。 未納者一覧作成 未納者台帳作成 151. 指定された納期限以前の未納者台帳を作成できること。 152. 指定された納期限以前の未納者一覧表を作成できること。 データ抽出機能 データ抽出機能 177. 指定した行政区・科目・納期限範囲に該当する未納者一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。			世帯員や共有者、個人市民税(特別徴収)の場合は事業所および特別徴収者である従業員事業所および従業員(特別徴収者)の課税されている税目、税目毎の未納状況(現年・滞り)を管理(参照)できること。	未納者情報の把握に関する機能は、多くの構成員の仕様書でも要件化されているため、必須と考えます。 また、名寄せが必要な単位での名寄せ機能も必要であると考えます。	<検討事項> ①名寄せの条件は左記で必要十分か ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか <確認事項> ・未納明細書とは、どのような用途で発行しているか (F市の運用) ・高額滞納者リストとは、どのような用途で利用しているか (B市の運用)	① 収納管理画面、代相人に関する情報が必要という意見。(I市) ⇒代相人関係のことが? ⇒該当未納の収納管理画面・代表相人が誰になっているかということが確認できればよいのか? その他: 滞り管理システムで管理することで収納管理で行う必要はないと考えます (H市) ⇒他の構成員にも確認 <確認事項> 未納明細書、高額滞納者リストについては、滞り側で議論することとする。	
1.1.9.	納税管理画面・相継人等の代納を行っている義務者が納めるべき未納額・納期到来未納額を表示できること。								納税管理画面・相継人等の代納を行っている義務者の、税目・課税額・収入額・未納額・納期到来未納額を管理(参照)できること。	構成員1団体において、納税義務者本人でないものが納めるべき未納情報の抽出に関する要件について、他の構成員における必要の確認	① 市・E市は不要。I市は必要という意見 ⇒必須かオプションにすべきか、他の構成員にも確認。 b) 現行システムでほとんどのベンダーができていないが、死亡者の未納となっている課税情報の法定相続分を相継人の現名に承継(課税)できる機能について標準機能として追加すべきであると考えます (H市) ⇒他の構成員にも確認		
1.1.10.	納税義務者別に課税履歴、納付履歴(滞りにより返済込含む)、納付方法、滞り納金の還付充当履歴、滞り履歴、発行した通知書類(納付書、督促状、口座振替不能通知)が表示されること。完納後のデータについても表示されること。同一期別に複数納付(分納、充当差額等)があった場合、取納額を納付日毎に管理できること。		【収納情報管理】 32. 完納後も、全ての履歴が参照できること(完納データ保有年数分) 【随時収納簿作成】 209. 過去納付データについてもバックアップ等を用いて、収納簿を作成することができること。			48. 各科目ごとに納付方法や還付・充当を含めた収納履歴が一面で参照できること。 49. 照会画面から、更正履歴や納付履歴、滞り履歴などの履歴照会ができること。納付履歴にて、返済込データや納付された金融機関コード、支店コードを確認できること。 規定・収納状況 収納履歴 50. 収納年度・収納期別及び履歴の照会ができること。			過去の収納情報(納付データ、履歴・記録等)を管理(参照)できること。	多くの構成員の仕様に、課税の異動とそれに対する納付履歴の照会要件が記載されているため、必須と考えます。 問い合わせ対応・相談対応などの用途が想定されます。	<検討事項> ①滞りなどによる返済込の情報も履歴として表示する必要があるか ②履歴の保持期間としては、法定年間で必要十分か	① 滞りについては履歴管理が必要という意見。また、滞り取り込み後は、書ききれないという意見。 ⇒他の構成員でも上記で問題ないか確認 ⇒納付方法に加えて、コンビニ店舗・支店、金融機関・支店が必要という意見 (C市) ⇒必要性の理由を確認。他の構成員でも必要か確認。 c) 不納欠損データの表示、納付番号との紐づけが必要、という意見 (E市) ⇒必要性の理由を確認。他の構成員でも必要か確認。 d) 法定年数では償還金に対応できないため、不十分という意見 ⇒法定年数+業務上必要な年数という整理でよいのか、確認。	
1.1.11.	個人別に連絡事項を管理(参照、登録、修正)できること。 また、閲覧限定(課内/課内/体内)の設定ができること。								125. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、表示表示する機能があること 126. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、登録・修正・削除する機能があること	37. メモ情報が照会できること。登録、修正、削除ができること。 また、閲覧限定(庁内/課内/体内)の設定ができること。 管理項目は必須であると考えます。	<検討事項> ①閲覧の権限設定について想定範囲を確認	① 閲覧権限 a) 課・係の2階層でよい。必須とするかオプションとするか議論。	
1.1.12.	個人別にDV等支援情報を管理(参照)できること。 また、閲覧限定(課内/体内)の設定ができること。 専用サブシステムより、DV等支援情報を連携できること。								125. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、表示表示する機能があること 126. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、登録・修正・削除する機能があること	125. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、表示表示する機能があること 126. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、登録・修正・削除する機能があること	<検討事項> ①閲覧の権限設定について想定範囲を確認 ②警告表示等の必要なシーンを確認(対象者の情報表示時、証明書印刷時、通知書印刷時など) ※横断的な検討項目として取り扱う想定	(横断的な検討項目として行く想定であるが、) ① 閲覧権限 ⇒課・係の2階層でよい。必須とするかオプションとするか議論。 ② 照会画面での警告表示(アラート) ・結果発行時の警告表示(アラート) ・バックアップ時の警告表示(アラート) が要件として求められるという意見。 ⇒それ以外にあるか、他の構成員にも確認。	
1.1.13.												住民記録システム以外で管理しているケースがあるか、構成員に確認。	
1.1.14.	個人別に要注意者情報を管理(参照、登録、修正)できること。 また、閲覧限定(課内/体内)の設定ができること。									125. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、表示表示する機能があること 126. 検索された個人別に、DV等の情報及びメモを、登録・修正・削除する機能があること	37. メモ情報が照会できること。登録、修正、削除ができること。 また、閲覧限定(庁内/課内/体内)の設定ができること。 管理項目は必須であると考えます。	<検討事項> ①閲覧の権限設定について想定範囲を確認 ②警告表示等の必要なシーンを確認(対象者の情報表示時、証明書印刷時、通知書印刷時など) ⇒DVとは別に個別管理で必要な場合があるか。メモ機能で代替できるか確認 ⇒DV等支援措置と同様の対応が必要となるか、確認	
1.1.15.	課税側から法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。 また、任意に納期限を変更できること。									46. 課税の連携について、法定納期限等が管理できること。(滞り管理システムへ連携したいため。) 47. 滞り管理システムからの連携データを基にして繰上徴収の設定ができること。また、督促発行不可にできること。 48. 納期限の変更ができること。 49. 市町村民税・道府県民税(特徴)の納期特例者の納期限変更ができること	課税側から納期限の情報(変更情報を含む)を取り込め、自動的に納期限が設定されること。 また、任意に納期限変更に対応できること。	<検討事項> 繰り上げ徴収の発生、納期特例者の納期限変更について、どのようなことが実現できればよいか。(H市の運用) <確認事項> ⇒他の構成員にも実際の運用を確認。	収納側での納期限変更は、課税側から連携されなかった場合のイレギュラー対応 (F市、I市) ・コロナ減収や災害減収などについての対応 (C市) が想定される。 ⇒他の構成員にも実際の運用を確認。 その他: a) 繰り上げ徴収が口座振替に反映されるとい、という意見 (B市) ⇒口座の項で議論する b) 納期限の繰り上げは滞り管理システム側で行うことが想定されることから、課税側でなく滞り管理システム側から連携することを要件にするべき (H市) ⇒日々レベルで連携を行う想定が確認。

2 収納
2.1. 入金・滞り処理

【仕様書見直し】標準仕様書（機能）_05_収納管理

機能名称		仕様書たき台	業務フローとの対応	測定地方別・機能要件					標準化仕様書		構成員 町前ご意見（集約）		
				A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・連携	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
2.1.1	消込データの管理	各納付手段（一般納付（OCR・パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収）の納付データを取り込めること。取り込んだ納付データを元に、各科目の消込データ「 <u>口座振替・クレジット納付データ</u> 」を作成できること。	2.16	9.2.1.1 OCR、パンチデータ、MPN、クレジット、CVS、年金特徴データを取り込めること。取込んだデータを基に各科目の消込データ、日計表を出力できること 9.2.1.1 取込んだデータを基に財務会計システム納付書起票用ファイル（データ形式）が出力できること 9.2.1.2 消し込みの期、会計日の指定ができること。また消込後に会計日を修正できること。	9.2.1.1 OCR、パンチデータ、MPN、クレジット、CVS、年金特徴データを取り込めること。取込んだデータを基に各科目の消込データ、日計表を出力できること 9.2.1.1 取込んだデータを基に財務会計システム納付書起票用ファイル（データ形式）が出力できること 9.2.1.2 消し込みの期、会計日の指定ができること。また消込後に会計日を修正できること。	40 債権通知書・口座振替結果など、入金された情報を取り込み用データとして作成する機能があること 41 通常の消し込み用データとして、「収納情報」を特定する情報・債権通知書や確定する情報・既納納付情報・延滞金納付情報・収入日（公金とした日）・債権日（納付した日）・納付した債権の種類も持つこと 42 法人市民税の申告書に付く納付書の消し込み用データとして、納付書に記載される情報「事業年度の開始年月と終了年月と法人を特定する番号と申告区分」から収納情報を特定できること 43 給与特別徴収の納税通知書に付く納付書の消し込み用データとして、法人を特定する番号と納付月から収納情報を特定できること 59 債権通知書やOCRやパンチなどでデータ化した消し込み用データを入力する機能があること 62 滞納システムで実行した、年度・税目・期別を纏めた納付書を、滞納システムと連携して消し込みを行えること ※複数年度・税目・期別を纏めた催告書等を1枚の納付書にしたものを想定する 73 旧システムで使用している通知書番号等を使用し、消し込み処理する機能があること	55 株式会社MID50からのデータを元に仮消込み、消込みができること。 （コンビニ収納、マルチペイメント、OCR情報、口座振替情報等） （それぞれのデータについては××市で××市でできること） 56 各市の指定する任意の科目について取り込みができること。 ××市：税（国保含む） ××市：税、国保料、介護、後期高齢 67 市民税滞納所得分離課税者の消込処理ができること。また、申告情報を登録、修正、削除できること。 68 滞納システムが存在しない税目で、手入力で消込ができること。 （たばこ税、歳収税、入湯税等）	各納付手段（一般納付分、口座振替分、コンビニ収納分、クレジットデータ、MPN納付データ）に応じて消込データを取り込み、一括更新、管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	各納付手段の取り込みに関する要件である。これを元に消込処理用データを作成するための必須と考える。電子自治体の推進を考えた際、実施必須要件とすることを考える。 ※自治体により、契約する金融機関、収納代行事業者、データ処理事業者のインターフェースが異なること想定される。契約の相手方にあわせてインターフェースのレイアウト調整などは発生すると想定しています。	<検討事項> ①消込に必要な情報は、中間標準レイアウトの納付履歴の項目で必要十分であるか。 ※収入日（市の口座に入日）と債権日（支払った日）の両方の管理は必須と想定。どちらも中間標準レイアウトには規定あり ②財務会計用ファイルとはどういったものか（財務会計での取り込みを想定）。（0市） ③滞納所得の消込の運用はどのような運用が一般的か。 ④複数期を合算した納付書がある場合、消込データはどのように処理しているか。 ⑤その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ⑥標準仕様の記載としては、契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整は必ず行う、というような記載でよいのか。	①中間標準レイアウトにも定義あり、収入日、債権日は必要という意見が多いため、必須とする。 ②標準コード・区・共通納付番号の通知（0市） ⇒必要性を確認する。標準コード、共通納付番号とは何を指しているか。 ③財務会計システムでの指定を消し込みの際のデータの出力機能が必要となると想定される。（0市、K市） ④他の構成員でも必要となるか、要確認。 ⑤消込後に指定を立てる運用が一般的と見受けられる。 ⑥標準仕様の記載としては、契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整は必ず行う、というような記載が必要となるか、要確認。（K市、E市） ⑦合算納付書 ⇒必要性について確認（特に今回の標準化検討の対象税目において） ⑧人間が判断して月別に金額を削る、または一つの期別に消し込んだ後に一括更新の運用が一般的と想定される。 ⑨一方、K市、E市では納付書の発行番号で消込も自動化できていると想定される。 ⇒必要性を確認。必要な場合どのような実装であれば良いか、どこまで標準仕様とするか（またはオプションとするか）要検討。 ⑩差押等の配当の充当のデータも取り込めること。その際に必要となる債権日、収納日のデータ。通常の納付と延滞金の計算が異なるため、延滞金計算日の項目も消込情報に入れる必要がある（0市） ⇒充当用の納付書の連携で消し込むような流れが一般的と想定されるが、システム間の連携を行っているか、確認。 ⑪納付方法別、納期内納付の統計については、統計の項で議論とする（0市）		
2.1.2	取り込んだ納付データの照合・修正ができること。修正は、収入日、債権日で抽出し、納付の取消・修正ができること。また、期間を指定し、修正履歴の一覧が抽出できること。	2.16	9.2.1.2 消し込み処理前に取り込んだデータの各項目を修正できること。 9.2.1.2 納付履歴の修正・取り消しができること。分期、会計日、期別で抽出し取消、修正できること。 9.2.1.2 納付履歴の修正・取消をした前後の履歴を確認できる。チェックリストが更新処理前に出力できること 9.2.1.2 期間を指定した上で納付履歴修正一覧の抽出をすることができること	44 オンラインで消し込み用データを入力し、消し込み処理する機能があること 46 入力した消し込み情報に矛盾があるときは、エラー内容を修正し、履歴を保存できること 104 納付情報をオンライン入力で修正する機能があること	44 オンラインで消し込み用データを入力し、消し込み処理する機能があること 46 入力した消し込み情報に矛盾があるときは、エラー内容を修正し、履歴を保存できること 104 納付情報をオンライン入力で修正する機能があること	また、個別更新、管理（参照、登録、修正、削除）もできること。	OCRの読み取りエラー、パンチミスの訂正などの対策として、消込前に納付データを修正するための機能は必須と考える。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①抽出条件としては、収入日、債権日に加えて、税目での抽出も必要。（0市） ⇒他の構成員にも確認 ②件数が多いため、通知書番号による抽出が必要（0市） ⇒他の構成員にも確認 ③納付データのレコードを指定して個別に修正できる機能が必要（0市） ④一般納付（OCR・パンチ）や共通納付収入分については、消込処理前に、収入集計表が出力できること（0市） ⇒使用目的を確認。他の構成員にも確認。 ⑤修正した情報を基に確定延滞金についても自動的に修正される機能が実務的に必須と考える。 ⇒2.1.100の記載で十分か確認。				
2.1.3	消込処理前に、消込データのエラーチェックを行い、論理矛盾がある場合はエラーとなること。エラーチェック結果を期間指定により照合できること。	2.16	【収納取込】 9.2.1.2 収入日と指定額の不一致、消込対象データなし、納期不一致などのエラー（以下消込エラーという）にかかわらず、収納情報を取込めること。 【エラー対象者照会】 9.2.1.2 消込エラーの対象者をわが（画面）より照合できること。 【エラー一覧出力】 9.2.1.2 消込エラーの一覧の出力ができること。 【収納情報照会チェック】 9.2.1.2 作成された消込情報から、税目・年度・期別等の論理チェックを行う。論理チェックエラーとなったものも含め、消込用ファイルに格納する。 【一括消込】 9.2.1.2 消込用ファイルをもとに、一括消込処理を行う。消込結果がエラーとなったものは、消込エラー情報に出力する。本処理納付書督促手数料未納となったものは、消込結果リストに出力する。	9.2.1.2 消込キーが一致しない場合にはエラーリストが出力されること 9.2.1.2 納付額、期別、事業年度、申告区分が一致しない場合にはエラーリストが出力されること。法人市民税の課税者のみがチェックできること。 9.2.1.2 法人市民税システムにて入力した申告延長の法人事業者についてはエラーリストから除外できること 9.2.1.2 二重消込が発生した場合には、エラーリストが出力できること（MPN、クレジット） 9.2.1.2 不納欠損となっている該当者については、時刻リストが出力できること 9.2.1.2 消込をした納付額と指定額に過不足があった場合には過不足一覧が出力できること	9.2.1.2 消込キーが一致しない場合にはエラーリストが出力されること 9.2.1.2 納付額、期別、事業年度、申告区分が一致しない場合にはエラーリストが出力されること。法人市民税の課税者のみがチェックできること。 9.2.1.2 法人市民税システムにて入力した申告延長の法人事業者についてはエラーリストから除外できること 9.2.1.2 二重消込が発生した場合には、エラーリストが出力できること（MPN、クレジット） 9.2.1.2 不納欠損となっている該当者については、時刻リストが出力できること 9.2.1.2 消込をした納付額と指定額に過不足があった場合には過不足一覧が出力できること	9.2.1.2 入力した消し込み情報に矛盾があるときは、エラー内容を修正し、履歴を保存できること 61 エラーとなった消し込み処理の消し込み対象の、消し込みデータとエラー内容をリストにして出力すること 64 消し込み処理の対象に矛盾がある場合は、エラーとなること	9.2.1.2 各種の仮消込データ時に消込エラーリストが作成できること。 61 エラーとなった消し込み処理の消し込み対象の、消し込みデータとエラー内容をリストにして出力すること 62 消し込みエラーとなった情報は、日時のfrom-to、税目などで抽出できること 63 前納納付書、前納口座納付への対応が可能なこと。前納くずれのエラーリストを作成できること。 75 特別になったレコードに対する消し込みについては、時刻別来済み納付リストに出力してエラー状態とするをパラメータで選択できること。 76 滞納リスト、不足リストについて、処理対象税目に対する振替・滞付口座の情報が表示できること。 77 滞納リスト、不足リストについて、住居区分（住居・住居外・死亡等）の表示ができること。 78 エラーリストを印刷する際は、整理番号、氏名、住所、期別、課税年度、期別、債権日、公金日、納付履歴、死亡、振替口座、滞付口座、振替口座と滞付口座の異動日を表記すること。また保険料と延滞金について、それぞれ確定金額、既納付金額、今回納付金額、未納納額を表記すること。	エラーを洗い出し、情報の精度を担保するため、消込前に指定データと実入力エラーを取り除くための機能は必須と考える。	<検討事項> ①前納納付書、前納口座納付、前納くずれの運用について確認（0市の運用について確認） ②有効の指定に対する納付 ⇒システム上対応が必要な事項はどのようなものになるか（0市の運用の確認） ③有効期別等、納められるべきではない指定に対しての納付はエラーとする必要あり ④その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ⇒通常の誤差検出処理では十分ではないか確認				
2.1.4	エラーチェック後に消込データの修正ができること。修正は、収入日、債権日で抽出し、納付の取消・修正ができること。また、修正内容が確認できること。	2.16	【エラー修正】 9.2.1.2 エラーデータの修正ができること。 【エラー分消込処理】 9.2.1.2 エラーデータを一括で消込処理を行う。消込を受けて完了になった場合、納期前延滞金を再計算する。 【旧納付書コード変換】 9.2.1.2 OCRで読み込んだデータ・パンチ入力データのうち、合併前田市町納付書のコードを本システムのコードに変換する。	9.2.1.2 エラーデータの修正ができること 9.2.1.2 修正後、消込処理ができること。消込は一括・個別での処理ができること 9.2.1.2 修正後、対象者、修正事項について、修正前後の確認ができる修正履歴が出力できること	9.2.1.2 エラーデータの修正ができること 9.2.1.2 修正後、消込処理ができること。消込は一括・個別での処理ができること 9.2.1.2 修正後、対象者、修正事項について、修正前後の確認ができる修正履歴が出力できること	OCR消込 収納消込処理 115 消込エラー分については仮消込情報へ登録を行えること。（消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能）また、消込エラーが無い分については日計詳細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。 その他異動 完納 111 完納分確認表を作成できること。	71 消込エラーデータが更正（税目、年度等の変更）できること。	エラー把握とエラー修正が機能上結びついていない場合、業務効率に影響するため左記機能は必須であると考えます。 また、修正作業自体の状況把握のため、修正内容についても確認が可能である必要があり	<確認事項> ①完納分確認表、合併前納付書（0市）の運用について ②件数が多いことから、通知書番号での特定が必要（0市） ⇒規模の大きな自治体で必要となる要件か確認				
2.1.5	一般納付（OCR・パンチ）の消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が作成できること。 <u>窓口納付で納付があった場合、仮消込の登録ができること。</u>	2.16	【仮消込機能】 9.2.1.2 消込データを仮に（更新せずに）消込し、事前に滞納や、消込の取りなどの確認を行うことが可能。 【仮収入機能】 9.2.1.2 窓口納付で住民が収めた際、仮収入の登録を行うことで、納付書発行→金融機関→納付データ→消込までの間、納付があったことを確認することが可能。督促状発行時には、仮収入として登録された納付分を加味した未納額を出力することが可能。	9.2.1.2 OCR分消番号（OCRヘッダー毎の任意の債権通知書のコード）ごとに分消別集計表を出力できること	9.2.1.2 OCR分消番号（OCRヘッダー毎の任意の債権通知書のコード）ごとに分消別集計表を出力できること	82 給与特別徴収の納税通知書に付く納付書の情報で消し込みされること。 113 収入日計表を作成し、消込エラーが発生した場合には、法人市民税以外の科目については収納消込エラーリスト、法人市民税については法人特定なし収納リストを作成できること。 その他異動 完納 111 完納分確認表を作成できること。	一般納付分について、委任者及び金計部書で集約された納付データにより消し込みができて、納付履歴（収入日・債権日・金額・延滞金・納付方法）を管理（更新）できること。	納付書による納付データを消し込むため必須機能であると考えます。	<検討事項> ①市役所窓口納付分の仮消込登録の必要性について ②従来のコンビニ収納データも含め、これらのデータの活用方法について（証券書への記載、督促止め等） ③他の団体でも必要となる機能か、要確認。大規模自治体固有要件か確認。 <確認事項> ①窓口納付は、督促止め・納付書再発行時に利用 ⇒2.1.131に準拠 ②従業者異動届（0市）の運用について確認 ③法人特定なし収納リスト（0市）の運用について確認	①窓口納付分の仮消込登録 ⇒必要性について、構成員に確認 ②窓口納付⇒徴収書発行⇒仮消込の機能がある（0市） ⇒他の団体でも必要となる機能か、要確認。大規模自治体固有要件か確認。 ②連絡・仮消込は、督促止め・納付書再発行時に利用 ⇒2.1.131に準拠 ③従業者異動届（0市）の運用について確認 ④法人特定なし収納リスト（0市）の運用について確認			

【仕様書型】標準仕様書（機能）_05_収納管理

機能名称		仕様書たき台	業務フローとの対応	選定地方別_機能要件					標準化仕様検討		構成員 町前ご意見 (集約)	
				B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点集)	検討項目 (論点)
2.1.6	口座振替の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。		2.16	【口座振替】 76. 口座振替済み分の消込ができること。		固定・収納状況 設定履歴 47. 税額更正履歴照会にて、納付履歴・還付履歴・口座振替不能履歴の照会が表示件数に制限なくできること。 口座振替結果取込処理 口座振替決算処理 146. 指定した振替日の口座振替情報を振替済み状態に変更し、収入目録表を作成し、消込エラーが発生した場合には、法人住民税以外の科目については収納消込エラーリスト、法人住民税については法人固定なし収納リストを作成できること。 口座振替結果取込処理 収納消込処理 148. 消込エラー分については振込消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。	47. 口座振替で引き落としができた情報から消し込み用データを作成する機能があること 47. × × 銀行口座振替サービス指定形式の口座振替結果データを取り込み、消し込みできること 50. 口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること 51. 口座振替依頼後、口座振替結果の反映処理前に、口座振替の情報を変更しても、変更前の情報どおり口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること	19. 口座振替の場合は、期ごとごとの口座から引き落としが履歴が確認できること。振替不能となった場合は、理由が確認できること。	口座振替分について、委託業者で集約された収納データにより消し込みができ、納付履歴(収納額・収納日・口座振替)・口座全期、金融機関番号、支店番号、口座種別、口座番号、口座名、振替不能理由等)を管理(更新)できること。なお、口座振込分消し込み時、既に納付されているものについては振替不能者からは除くこと。	口座振替結果を消し込むための必須機能であると考えます。 ※詳細は口座の項にて	a) 口座引き落としは納付方法のひとつであるだけでなく個別に機能として記載する必要はないのか (H市) ⇒ 一般納付、コンビニ、口座などチャネルごとに消込をやっている場合を想定し、記載している。 b) 消込結果の集計も納付方法を指定して集計できるように包括的な機能で指定するべき (H市) ⇒ 上記機能の必要性について、他の構成員にも確認	
2.1.7	市町村住民税年金特別徴収の消込処理ができること。 年金保険者毎に収入目を設定して、消込が可能であること。 消込処理の結果、年金保険者別の納付額を集計できること。		2.16	【特別徴収】 81. 特別徴収の消込の場合、年金保険者毎に振り込まれる日にちが異なるため、振込み日に合わせた消込みが可能であること。	B.2.1.2 年金特別徴収データ (市町村住民税・道府県住民税) B.2.1.2 特徴データを基に分画別集計表が出力できること	住民税年金特別徴収 収納消込処理 123. 住民税特別徴収は金融機関毎の納付書様式にてOC取扱いができること。 住民税年金特別徴収 収納消込処理 124. 消込エラー分については振込消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。	48. 年金特別徴収ができた情報から消し込み用データを作成する機能があること 49. 年金特別徴収ができた情報から年金保険者別の納付額を集計し表示する機能があること ※収入目を確定させるため、年金特別徴収通知データから年金保険者別の納付額を知りたい (収納消し込み前) 受け取る代理納付情報等)	57. 課税システムからのデータを基に消込みができること。 年金機構からの収納データにより消込処理ができること。	市町村住民税年金特別徴収を消し込むための必須機能であると考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ⇒ 給付管理は、どのようなことができればよいか。	① 給付の特別徴収の場合は、一部納付時の納税者と給付管理等も必要 (H市) ⇒ 給付管理は、どのようなことができればよいか。 その他: a) 年金特徴だけ機能として記載しているのでしょうか? 給付の特別徴収も機能として規定する必要はないのでしょうか (H市) ⇒ 給付特徴の消込は、機能としては一般納付に含まれると判断 b) 固定額と納付額の不一致 (I市) については、連携の項 (3.1) で議論	
2.1.8	コンビニ納付の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 本税と延滞金をそれぞれの設定に対して消込できること。		2.16	B.2.1.2 連絡、確報が集計された集計表が出力できること		B.2.1.2 連絡、確報が集計された集計表が出力できること B.2.1.2 連絡、確報ファイルについても同時に消込ができること	60. コンビニ代行業者からのデータで消し込み用データを作成する機能があること 51. コンビニ代行業者からのデータから、税目・振り込み予定日別に納付額と納付件数を集計し表示する機能があること ※※※※※を確定するために会計部門へ税目別の納付額と納付件数を報告する (システム外であっても数字がわかれば可) 52. 代表的な複数のコンビニ代行業者のデータ形式に対応していること	コンビニ納付について、本税と延滞金を分けて消込処理ができること。	コンビニ収納対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。 ※コンビニ収納代行業者によってインターフェースが異なることが想定されるため、レイアウト調整等は発生する想定です。	<検討項目> ①収入目単位の消込を行うために、システムで対応していることがあるか。 ②LINEPay・PayPay等のスマホ払いデータは、コンビニ納付データを扱う収納代行事業者から合わせて自治体に提出されると想定されるが、システム側での対応はあるか。 ③標準仕様の記載としては、契約相手方 (収納代行業者、金融機関等) とのインターフェース調整は必ず行う、というような記載でよい。	① 収入目単位の消込が標準でできていると判断。 ② スマホ払い ⇒ 以下の要件が必要となる認識でよいが、確認 (必須機能か、オプションか) ・ 納付区分として識別できるようにする必要がある。 ・ 店舗コードを簡単に追加できる必要がある。 ・ 徴収書が納税義務者の手元に残らないため、準拠用徴収書を発行できる必要がある。 ③ 記載内容で問題なし その他: 上記でも記載したとおり収納方法の問題なので個別に機能とする必要はないと考えます (H市) ⇒ 一般納付、コンビニ、口座などチャネルごとに消込をやっている場合を想定し、記載している。	
2.1.9	納付書発行データ (請求データ) をサービス事業者へ登録できること。 クレジット、マルチペイメントネットワークの消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 クレジット払いの申込者・契約者情報の登録、参照、抽出、修正等ができること。 また、一覧表を作成できること。		2.16	B.2.1.2 連絡、確報が集計された集計表が出力できること B.2.1.2 連絡、確報ファイルについても同時に消込ができること		B.2.1.2 連絡、確報が集計された集計表が出力できること B.2.1.2 連絡、確報ファイルについても同時に消込ができること	66. 消し込みにより、収納情報の課税納付額と延滞金納付額が最新の状況となること 75. 消し込み処理により、賦課納付額が賦課決定額以上になった場合は、延滞金賦課額の計算を行い、収納情報を修正すること	マルチペイメントネットワークのデータで消し込み用データを作成する機能があること 69. 消込時に、残確定延滞金が500円以下の場合は延滞金の自動カットができること。その際、パラメタによりカットするかしないかを選択できること。 (××市はカットしない、××市はカットする想定)	マルチペイメントネットワーク・クレジット 収納分を消し込むための機能は、対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。 ※マルチペイメントネットワーク連携サービスのASP事業者への納付書データの登録の要件はここは仕様書、事業者によりインターフェースは異なるため、レイアウト調整などは発生する想定 クレジット払い情報の管理機能については、新規クレジット払い対象者の取込や削除時に必須であると考えます。対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。	<検討項目> ①標準仕様の記載としては、契約相手方 (ASP事業者) とのインターフェース調整は必ず行う、というような記載でよい。	① 記載内容で問題なし	
2.1.10	消込処理により、納付額 (本税・延滞金) が最新の状況となること。 消込処理により、延滞金賦課額が確定、変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、固定額・納付額となった場合は、延滞金賦課額の計算を行うこと。		2.16	【一括消込】 81. 一括消込データの延滞金計算対象の延滞金計算を行う。延滞金納付状況リスト及び延滞金催告書を作成する。		81. 一括消込データの延滞金計算対象の延滞金計算を行う。延滞金納付状況リスト及び延滞金催告書を作成する。	66. 消し込みにより、収納情報の課税納付額と延滞金納付額が最新の状況となること 75. 消し込み処理により、賦課納付額が賦課決定額以上になった場合は、延滞金賦課額の計算を行い、収納情報を修正すること	69. 消込時に、残確定延滞金が500円以下の場合は延滞金の自動カットができること。その際、パラメタによりカットするかしないかを選択できること。 (××市はカットしない、××市はカットする想定)	複数構成員の仕様書で、消込完了後に納付額が最新の状況での延滞金を計算する仕様が記載されています。延滞金を適切に徴収するために必須機能であると考えます。	<検討項目> ①少額の延滞金の取り扱いはどうなるか (H市) ②固定額・納付額ではないか (E市) ③延滞金の納付書の発行処理はどのような運用が一般的か	① 延滞金の切り捨ては、税額2,000円以上 (1,000円未満の繰上切捨て) で、算出延滞金額1,000円以上 (100円未満の繰上切捨て) としている (E市) ⇒ 他の構成員も同様の考え方でよいか確認 a) 延滞金の過納額は納付額と賦課額で判断する。 (E市) b) 延滞金の納付書については、個別発行が一般的な運用。ただし、規模の大きい市では自動発行も一掃発行、I市でも、法人については一括発行している。 ⇒ 一括発行が必要か、他の構成員にも確認 その他: a) 実務上確定延滞金の確定、変更は対象者リスト出力ではなく自動的に実行されるべき (H市) ⇒ たき台の記載では十分でないか、確認	

【仕様書印字台】標準仕様書（機能）_05_収納管理

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方区分・機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見（集約）			
				B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
2.2.1	口座情報管理	対象科目毎に、口座情報（個人（法人）番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名（カナ・漢字）、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止）できること。 登録の際、登録履歴より参照作成ができること。 複数の科目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。 終了口座を含めて、履歴を管理できること。	5.2	【口座振替】 52. 口座情報の管理ができること。 53. 口座情報の新規追加、口座等の変更、修正、解約、一時停止ができること。 54. 1口座で複数の税、料の登録がある場合は一括で登録、修正をすることができること。 【口座・納税組合情報参照】 57. 口座の履歴（終了口座を含む）について確認できること。 【口座】 199. 口座振替者の振替区分（期別等）、開始日、名義人、停止日、終了日、金融機関等口座情報、処理日を管理することができること。	9.2.2.1 振替口座を税目毎に登録できること。口座振替開始日、金融機関種別、整理番号を入力できること。 9.2.2.1 同世帯内の口座履歴を照会・参照作成できること。 9.2.2.1 確認のための読み合わせリストが抽出できること（日付、期間の範囲で抽出可）		22. 口座情報（金融機関コードまたは金融機関名、支店コードまたは支店名、名義人カナ、口座種別、口座番号、の口座に関する情報）を登録・更新・無効にする機能があること。 25. 口座情報を無効にする機能があること。 26. 口座情報を無効にする機能があること。 27. 同じ振替額で、同じ納付義務者に課税されている場合は、翌年度も振替対象の情報が引き継がれること。 30. 振替対象と口座情報を関連付けし、口座振替の対象にする機能があること。 31. 非課税の場合でも、振替対象と口座情報を関連付けできること。 32. 課税システムで登録があれば（現状では課税がなく、次年度以降の課税対象であっても）、振替対象と口座情報を関連付けできること。 33. 有効な口座情報に、複数の振替対象を関連付けできること。 34. 有効な振替対象に、複数の有効な口座情報を関連付けできること。 35. 指定した口座情報と振替対象の関連付けを、無効にできること。 37. 振替対象と口座情報を関連付けが、有効になる日付を、登録する機能があること。 38. 振替対象と口座情報を関連付けを、無効とする日付または無期限に有効、を登録する機能があること。	32. 口座加入状況を送付口座・振替口座および税目を区分して表示できること。 258. 金融機関へ口座振替手数料を払うため、任意の期間を指定して金融機関「税目別集計および請求書が紙とデータで作成できること。	対象科目毎に、口座情報（個人（法人）番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名（カナ・漢字）、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日、発行停止フラグ（口座関連振替の発行停止の利用）、分納区分、備考等）を管理（参照、登録、変更、停止）できること。	口座振替を実施するため、口座管理機能は必須と考えます。	<検討項目> ①口座情報として管理する情報項目は、中間標準レイアウト（住登外：口座管理）の項目で必要十分か ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① 問題なし（K市） ② a) 口座の一時停止機能（E市） ⇒停止とは異なるか、停止・解除のような運用で対応可能か？ b) 課税課税の単位で、口座振替の対象にする機能（E市） ⇒「課税課税の単位」とはどういう意味か、例えば軽自動車等の車両単位に口座を紐付ける運用か？ c) 有効な口座情報に、複数の振替対象を関連付け（E市） ⇒複数口座という運用でよいのか？ d) 振替対象と口座情報を関連付けが、有効になる日、停止となる日、を登録する機能（E市） ⇒有効期間の設定という理解でよいのか、どういった業務処理のためか。 e) 固定資産税について、課税課税である、登記ごとの登録等管理（F市） ⇒物件単位の口座の紐付けの運用か？ f) 口座を税人の識別番号（F市） ⇒どのような番号か？ g) 通知書番号ごとの登録（K市） ⇒納付通知書単位に口座を変更できる機能か。 h) 送付金引込み口座の登録も必要（H市） ⇒3.3.8の記載で十分か		
2.2.2		口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。	5.2	【口座・納税組合情報参照】 98. 金融機関コード、口座番号など口座情報により検索ができ、同一の口座を使用している納税義務者の一覧を表示できること。			77. 口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。 36. 「口座情報と関連付けされている振替対象を、帳票又は画面で一覧にする機能があること		同一の口座を利用している納税義務者の一覧を検索できること。	同一の口座の利用者を特定し、各種課税に利用するため必須と考えます。			口座を税人死亡時に口座を止める必要もあり必須と考える（H市） ⇒2.12.12の記載で十分か	
2.2.3		市町村民税や固定資産税の物件を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。	5.2				75. 市町村民税や固定の物件を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 76. 納税通知書番号を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 78. 納税義務者を指定し、どの税目がどの口座で振り替えられているか確認できること		固定資産税の所有者コードに変更が生じた納税義務者について、既に登録してある口座情報での振替可否を確認するためのチェックリストが作成できること。	複数の構成員の仕様に記載があることから、課税課税・課税課税から口座を調査するため必須機能であると考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① a) 固定資産税の所有者コードに変更が生じた納税義務者について、既に登録してある口座情報での振替可否を確認するためのチェックリストが作成できること（新年度課税に際し、所有者変更、持分割合変更等により通知書番号が変更になった納税義務者のうち、振替口座を登録しなおす必要がある対象者を抽出する必要があるため）（I市） ⇒他の構成員はどのような運用をしているか。		
2.2.4	口座振替依頼書作成	登録された口座情報に基づき、期別で口座振替依頼データを作成できること。全期全納もしくは期別を指定してできること。 振替依頼件数、金額が確認できること。 全額一括フォーマットで作成可能なこと。 金融機関別に作成できること。	5.6	【口座振替】 44. 各税料の納期ごとに口座振替データを銀行（郵便局）別に作成できること。 45. 口座振替用FDが作成できること。 47. 宛名の口座情報参照し、金融機関に送付する口座振替依頼データを作成する。納期前延滞金も課税額に含む。 48. 口座振替MTデータを金融機関毎に併合して、口座振替依頼書を作成する。 【口座送付書】 17. 口座振替用FDを作成した口座振替依頼情報を入力して帳票ファイルを作成し1つにまとめる。 【口座振替】 17. 口座振替用FDを作成する際、当該納期以外の任意の期別明細を追加することが可能。また、任意の期別明細を振替停止とする登録を行うことが可能。 【随時振替】 37. 定期振替と別に、随時で口座振替依頼データを作成することが可能（最大3回/月）。	9.2.2.3 口座振替依頼データを税目ごとに納期前での抽出ができること。 9.2.2.3 金融機関毎、税目毎の抽出結果表が出力できること。	その他異動 口座振替依頼 112. 振替日を指定して、口座振替データの内容確認が行えること。また、振替データの追加・修正・削除が行えること。 振替データ抽出 口座振替データ抽出 136. 口座振替対象の科目を特定し、全期前納税額金を算定し、口座振替情報を更新できること。 137. 口座振替対象の科目、期別を特定し、口座振替情報を更新できること。 138. 口座振替対象の科目、納期を特定し、口座振替情報を更新できること。 139. 口座再振替対象データを抽出し、口座振替情報を更新できること。 口座振替FD・MO作成 口座振替FD・MO作成 140. 指定フォーマットでの口座振替用FD・MOを作成できること（銀行用）。 141. 指定フォーマットでの口座振替用FD・MOを作成できること（ゆうちょ用）。	41. 指定した税目の期別または指定した税目の全期別（全期全納分）で、下記の条件を満たす振替対象未納額を振り出す口座振替依頼データを一括作成できること。 ※振替対象有効で、振替対象と口座情報の関連付けが有効なこと。 ※振替対象の納期が未末日であること ※振替対象の納期情報に未納分があること 42. 口座振替依頼データは、全期別一括振替と期別の振替をまとめて、一つのデータにすること。 43. 口座振替依頼データを、金融機関別にファイル分け、作成すること。 ※×銀行口座振替サービス指定形式 44. 金融機関別に口座振替依頼データの件数が確認できること。 ※金融機関に件数を記載した送付票を送る必要があるため 45. 口座振替依頼データを××銀行口座振替サービス指定形式でファイル作成すること（全額一括指定形式を固定のVコマンドで切り取り実行コードありとした形式） 46. 特定の金融機関（農工中金）は、紙で口座振替依頼書を作成すること 55. 住民税普通徴収第1期または固定資産税第1期の納期前納税額に1期～第4期を一括で振替する機能があること	240. 口座・収納情報より口座振替依頼データが作成できること。 パラメータ等の指定により以下の2種類のレイアウトに対応できること。 1. 全額一括フォーマット（120バイト） 2. ××市独自のレイアウト（350バイト、義務者名のカタカナ、住所のカタカナ、住所のバーコードがあるため注意。株式会社MT00に委託している口座振替普通通知書に使用するため。） 241. 口座振替依頼対象者について各種帳票が出力できること。 税目別で、対象者、対象者の引落依頼金額を確認できること。 また、税目、期別、金融機関別（ゆうちょ銀行は事業主別）の金額、件数の集計表が作成できること。	登録された口座情報に基づき、期別で口座振替依頼書（データ）を一括及び個別に作成できること。 全額一括フォーマットで作成可能なこと。	金融機関向けに振替依頼データを作成するための必須機能であると考えます。 データフォーマットは全額一括フォーマットが標準であると想定されます。	<検討事項> ①全額一括フォーマット以外での振替は発生しうるか（紙帳票での振替依頼など） ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか <確認事項> ・納付前延滞金の運用について確認（E市） ・随時振替の運用について確認（E市） ・振替依頼の運用について確認（E市） ・前納税額は廃止済み（D市）	① 紙帳票での振替依頼について、システム対応（出力）の必要性について確認 ② a) 口座振替依頼データを、金融機関別にファイルを分けて作成すること（E市） ⇒たき台の記載で必要十分か。 b) 金融機関別に口座振替依頼データの件数が確認できる機能方法があること（E市） ⇒たき台の記載で必要十分か。 c) 振替依頼の運用について確認（E市）		
2.2.5	口座振替停止情報管理	口座振替依頼データ作成後の緊急依頼・停止を行うための依頼書が出力できること。	5.13	42. 口座振替停止依頼書を作成できること。	※おそらく当該処理は不要と判断された。			242. 口座振替依頼後の追加・変更・取消に際し、以下の依頼書発行が行えること。 1. 取消 → 取消依頼 2. 追加 → 追加依頼 3. 変更 → 取消依頼+追加依頼 243. 口座振替依頼帳票を作成してから納付のあったものの、または課税額が0円となったもの等について抽出し、以下の依頼書が一括で作成できること。 1. 取消 → 取消依頼 2. 追加 → 追加依頼 3. 変更 → 取消依頼+追加依頼	口座振替請求後に納付や口座取消があった分について、期別毎に口座振替停止情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	システム出力は必須ではないと思われるため、オプション機能を想定しています。	<検討項目> ・各団体の運用、必要性について議論（必ずしもシステム対応は必要ないと考えられる）	・K市では運用している。 ⇒オプションとすべきか。		

【仕様書印字台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称		仕様書印字台	業務フローとの対応	選定地方別・機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見（集約）		
				B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
2.2.6	口座振替結果管理	(口座振替の消込後、)振替結果を管理(参照、登録)できること。 振替結果の集計、手帳集計ができること。 金融機関別の集計、手数料の集計ができること。	5.16	【口座振替】 46. 口座振替結果F Dの取り込みができること。 49. 各金融機関から返却された口座振替依頼データのうち、振替結果の集計、手数料の集計ができること。 納付額を納期前延滞金と固定額に振り分けを行う。	9.2.2.5 口座振替済・不能を含んだ結果データを取り込めること。 9.2.2.5 振替結果集計表と、手数料集計表がそれぞれ出力できること。	口座振替結果取込処理 振替結果更新 142. 口座振替F D・MO・MOより口座振替情報に振替結果の更新を行い、口座振替結果明細を作成できること。 144. 口座振替F Dを作成しF D再読み込みを行って、F Dの妥当性をチェックし出すことができること。 データ抽出機能 データ抽出機能 179. 取込月の範囲を指定して口座振替依頼件数に対する振替件数の割合が分かる口座振替集計表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。	48. 口座振替結果を、「収納済み込み」「口座振替依頼情報」「口座振替不能」に分けて、処理を行うこと 49. 口座振替の結果、科目別の引き落とし額と件数を、金融機関別にリスト出力する機能があること。	244: 株式会社T80からの以下の口座振替依頼データ(結果) (税、保育、母子給付、介護、住宅、後期高齢者)ファイルに入っている。)について、各市の指定する任意の科目について取り込みができること。 ××市: 税(国保含む) ××市: 税、国保、介護、後期高齢者 245: 口座振替結果データより振替済・不納の判別を行い、振替済分は消込データ、不能分は不能データが作成できること。 また、口座振替結果データの内容に基づき、金融機関別口座振替一覧表が実行できること。	口座振替結果情報(振替済/振替不能)を受け取り、管理(参照、登録、修正、削除)できること。	収納状況を確認するため、口座振替の結果の管理は必須機能であると考えます。 詳細については右記検討項目として挙げています。	<検討項目> ①金融機関への手数料算出のための帳票は収納システムで算出するのが一般的か? ②金融機関別の集計は日計とは異なるか? ③その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ④ <確認事項> ・納期前延滞金の運用について確認 (B市)	①手数料算出のための帳票出力の可否は二分される。 ⇒手数料を算出している場合、何の帳票を算出しているか確認。 ②日計と別に、振替ごとの集計が必要である (I市、K市) ⇒他の構成員も必要性を確認 ③ ④口座振替結果を、「収納済み込み」「口座振替依頼情報」「口座振替不能」に分けて、処理を行う。とは具体的にどのような処理が必要となるか (E市) ⇒2.1.6、2.2.7、2.2.10の記載で十分か。 ⑤口座振替の結果、科目別の引き落とし額と件数を、金融機関別にリスト出力する機能があること (E市) ⇒他の構成員も必要となるか <確認事項> ・納期前延滞金の運用について確認 (B市)	
2.2.7		振替不能者データについて、期間、税目、不能区分で抽出できること。 口座振替結果を抽出できること。 不能対象者について、再振替データを作成できること。	5.21	【口座振替】 43. 口座振替不能の場合は、再振替することができること。	9.2.2.6 期間、税目、不能区分で振替不能者データを抽出し出力できること。		53 振替不能者で、振替対象と結びつく収納情報が未納であるものを対象に、未納分を対象とした口座振替依頼情報(税目・未収の全額)を行う機能があること ※振替不能理由のうち、残高不足(該当の全額コード[1])のみを対象にすること 54 口座振替結果データが振替不能の場合は、すべて口座振替不能とすること 56 振替不能者で、振替対象と結びつく収納情報が未納であるものを対象に、未納分を対象とした口座振替依頼(全額)を行う機能があること	253: 金融機関から返却された振替結果を基に、口座振替者リストおよびデータが作成できること。	口座振替結果(不能)を管理できること。 不能が連続している納税義務者を抽出できること。	振替の処理(再振替、口座停止)を行うための不納者情報の把握は必須であると考えます。 再振替は実施していない構成員もあることから、オプション機能を想定しています。	<検討項目> ①再振替処理について、必要性を確認。運用していない自治体も多いか? 必要性を確認。オプション扱いとするか検討。 ②その他に必要な抽出条件はあるか ③その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ④ <確認事項> ・口座振替者リストの抽出条件について確認 (H市)	①再振替の実施は、実施していない構成員が多いが、E市では実施している。 ⇒必要性を確認。オプション扱いとするか検討。 ② ③振替不能理由のうち、残高不足のみを対象にすること (E市) ⇒振替不能区分→残高不足での抽出は、不能区分の設定(ここに残高不足が含まれる)で完結できるか確認。	
2.2.8	各種通知書作成	振替口座の登録ができたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知を出力できること。また、再発行もできること。	5.18	【口座振替】 41. 口座振替に関する帳票を作成できること。	9.2.2.9 振替口座の登録ができた納税者のデータが、期間・税目毎に抽出できること。 9.2.2.9 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知の印刷ができること。通知の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印刷できること。 ※不納通知は別項目で記載	40. 口座振替を開始する時、税目等を記載した「口座開始(登録完了)」のお知らせを発行する機能があること 42. 口座振替の登録後、口座開始のお知らせを発行する機能があること 44. 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 45. 送付先を指定している場合は、郵便物の宛先面へ指定した送付先を記載すること ※宛先宛先代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 46. 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を併記すること ※宛先宛先代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 47. 口座振替が完了した通知であることを示す文面を記載すること ※プレ印刷を前提としても可 48. 通知日・通知者(通常は市長名)を記載すること 49. 納税義務者、対象科目名、引き落とし対象の区分が分かる名称等、引き落とし金融機関名、引き落とし口座に関する情報(口座番号などは一部)を記載すること 50. 赤字を含め、文字を正しく記載すること 51. 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※80文字以上表示できる場合はなくても可	40. 口座振替を開始する時、税目等を記載した「口座開始(登録完了)」のお知らせを発行する機能があること 42. 口座振替の登録後、口座開始のお知らせを発行する機能があること 44. 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 45. 送付先を指定している場合は、郵便物の宛先面へ指定した送付先を記載すること ※宛先宛先代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 46. 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を併記すること ※宛先宛先代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 47. 口座振替が完了した通知であることを示す文面を記載すること ※プレ印刷を前提としても可 48. 通知日・通知者(通常は市長名)を記載すること 49. 納税義務者、対象科目名、引き落とし対象の区分が分かる名称等、引き落とし金融機関名、引き落とし口座に関する情報(口座番号などは一部)を記載すること 50. 赤字を含め、文字を正しく記載すること 51. 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※80文字以上表示できる場合はなくても可	税目ごとに、口座振替開始、口座振替済、口座振替不能にかかると通知書(納付書兼通知書)を一括または個別に作成できること。	多くの構成員の仕様で口座振替開始通知の要件が記載されており、必須機能であると考えます。	<検討項目> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	通知論なし		
2.2.9		口座振替できたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を出力できること。 また、再発行もできること。	5.18	50. 振替結果を基に、振替が行えなかった義務者への口座振替済通知書を作成すること。	9.2.2.7 口座振替できた納税者のデータが、期間・税目毎に抽出できること。 9.2.2.7 振替済通知の発行履歴から振替済通知を再発行できること	口座振替結果取込処理 振替結果通知書作成 145. 口座振替不能通知書(十納付書)、口座振替済通知書を作成できること。	246: 繰り返し継続検査用に口座振替について口座振替済通知書が出力できること。 247: 株式会社T80からの口座振替済通知書(一般)の振替データを読み、オンラインから口座振替済通知書が出力できること。データには以下の科目が含まれる。(税、保育、母子給付、介護、住宅、後期高齢者の1年間の口座振替済情報が入っている。) 254: 任意の期間を指定して、口座振替結果の一覧をデータ出力できること。			多くの構成員の仕様で口座振替済通知の要件が記載されており、必須機能であると考えます。	<検討項目> ①期間の引き落としごとに常に出力する運用が一般的か? 確認 ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① ・既自動車以外は不要としてよいか。 ・出力する場合、期別によりなく、年次での出力が一般的か。	
2.2.10		口座振替不能データが、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知を出力できること。また、再発行もできること。	5.21	51. 振替結果を基に、振替が行えなかった義務者への口座振替不能通知書を作成すること。 【口座振替不能通知】 75. 口座振替不能通知は規格統一し、OCRによる読込ができること。	9.2.2.6 振替不能者データをもとに口座振替不能通知が印刷できること。通知の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印刷できること。	口座振替結果取込処理 振替結果通知書作成 145. 口座振替不能通知書(十納付書)、口座振替済通知書を作成できること。	57. 口座振替不能通知書、一括発行する機能があること 58. 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 59. 送付先を指定している場合は、郵便物の宛先面へ指定した送付先を記載すること 60. 赤字を含め、文字を正しく記載すること 61. 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※80文字以上表示できる場合はなくても可	248: 口座振替結果データの不能分より、最新の収納状況を加えた口座振替不能通知書(兼納付書)および一覧表が出力できること。口座振替不能通知書(兼納付書)および一覧表には、不能の理由が表示されること。 249: M T下納付書による振替分について、口座振替不能通知書が作成できること。 250. 口座振替不能通知書を発布日現在で延滞金を計算でき、延滞金を記載するとともに対象リストが作成できること。 延滞金を記載するかしないかはパラメータ等で選択できること。 251. 口座振替不能通知書について、特定の通知書の出力を取りやめることができること。 252. 口座振替結果データの振替不能者について、その理由(死亡、廃約等)により口座振替の口座凍結ができること。その際、確認リストおよびお知らせの通知書が出力できること。 253. 指定した税目・期間が全て口座振替不能の納税義務者に対して、停止通知書および対象リストが出力できること。また、データ出力できること。 256: 振替後に必要に応じて、停止通知書の「お知らせ」の文面が変更可能なこと。		多くの構成員の仕様で口座振替不能通知の要件が記載されており、必須機能であると考えます。	<検討項目> ①不能通知のタイミングで納付書出力も行うか、要確認 (E市、D市、H市等は出力している) ②口座振替・死亡について、別途お知らせの出力は必要となるか、要確認 ③不能通知は送らず、督促で対応するという考え方はあるか。 ④不能通知の段階での延滞金の加算の仕方についての確認 (H市の運用) ⑤その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ⑥ ⑦他の構成員は必要か ⑧ ⑨振替不能の場合、近いうちに督促が発送されることからオプションでよい (H市) ⑩督促の前に不能通知での延滞金の加算の運用が多いように見られるが、他の構成員は上記対応でよいか確認 ⑪ ⑫不能通知の段階での延滞金の加算の仕方についての確認 (H市の運用) ⑬一定期間で、同一税目、同一口座で常に不能だった口座を抽出することができる。(F市) ⇒必要性を確認。		
2.2.11	口座納税	新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申込書出力できること。 口座加入率を集計できること。(最終的に集計の機能として実装する)		143. 新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申し込み書を作成できること。		143. 新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申し込み書を作成できること。	257: 新規課税者等の条件を指定し、口座振替の勧奨用に、参加者に対する推奨メッセージが出力できること。また対象データが出力できること。			申込書の同時自体はシステム出力ではなく同封封筒で対応できると想定されるため、規模の大きい団体向けのオプションと想定します。	<検討項目> ①システム出力の運用としてはオプションを想定しているが問題ないか ②納付書の人の納付の同封物になっていることが多いと想定 ③外部課税者が様式の定義は不要と考えるが問題ないか	①システム出力している構成員は少ない。 ⇒オプション扱いが妥当であるか ②口座加入率の集計はできた方がよい。(E市) ⇒統計の機能で整理する。	
2.2.12	職権処理	振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、職権で口座の停止処理ができること。 住民上の異動等で死や死亡が登録されているものを抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。	5.9	9.2.2.2 一定期間振替がなかった口座について、期間を指定して一括で凍止できること。凍止のための一括凍止対象リストが抽出できること。(日付、期間の期間で抽出) 9.2.2.2 住民上の異動等で死亡者に口座が登録されているものをリスト化できること。		143. 新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申し込み書を作成できること。	257: 新規課税者等の条件を指定し、口座振替の勧奨用に、参加者に対する推奨メッセージが出力できること。また対象データが出力できること。		振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、職権で口座の停止処理ができること。	業務上、口座振替を情報としては残しつつ、停止する必要があるため必須と考えます。	<検討項目> ①システム出力の運用としてはオプションを想定しているが問題ないか ②凍止の運用は必要か ③	①内容としては必要十分 ②一定期間振替実績がなかった口座を抽出できる機能もあつたほうがよい (E市) ⇒他の構成員にも必要性を確認。一定期間の条件はあるか。 ③物理削除は不要と想定。 ⇒古い口座の扱いはどうにしているか。永年持ち続けているのか。	

【仕様書見直し】標準仕様書(機能)_05_収納管理		選定地方別外_機能要件					標準化仕様書		構成要件 町独自意見(納約)		
機能名称	仕様書たき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・機能	検討項目(論点)	検討項目(論点)
2.2.13	金融機関連携 への対応	金融機関や支店の統廃合に合わせ、口座情報の金融機関名・支店名・金融機関コード・支店コードを一括及び個別に更新できること。	9.2.2.10 廃止店舗の口座番号情報を抽出できること。 9.2.2.10 統廃合によって口座番号に変更がある場合、金融機関への照会用データ及び一覧(紙)が出力できること。 9.2.2.10 店舗同士の1対1の統廃合処理が行えること。 9.2.2.10 金融機関コード、支店コードを一括で変更できること。 9.2.2.10 口座番号が変わる場合は、口座番号も一括で変更できること。	60 金融機関や支店の統廃合に合わせ、金融機関名・支店名・金融機関コード・支店コードを更新する機能があること。 61 金融機関や支店の統廃合に合わせ、金融機関から提供されたデータから、金融機関名・支店名・口座番号などの口座番号を一括で更新できること。 62 口座番号変更、口座番号情報の反映処理前に、金融機関コード・支店コードを変更しても、変更前の情報どおり、「口座振替」の処理が可能なこと。	60 金融機関や支店の統廃合に合わせ、金融機関名・支店名・金融機関コード・支店コードを更新する機能があること。 61 金融機関や支店の統廃合に合わせ、金融機関から提供されたデータから、金融機関名・支店名・口座番号などの口座番号を一括で更新できること。 62 口座番号変更、口座番号情報の反映処理前に、金融機関コード・支店コードを変更しても、変更前の情報どおり、「口座振替」の処理が可能なこと。	金融機関の統廃合に伴う口座情報の一括更新に対応できること。	金融機関(支店含む)の統廃合に伴い、口座情報を更新する必要があるため、必須機能と想定する。	<検討項目> ①運用時において、一括更新機能が必要となるか(システム導入時は初期セットアップとして実施される想定) ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①必要なし		
3.1	通算納税者抽出	科目・期間を指定して、通算データ(納付額が課税額以上となる状態)を抽出できること。 延滞金・督促手数料の通算納税抽出できること。	【通算対象者把握】 110. 通算対象者の把握ができること。(通算者一覧の出力ができること。) 111. 選付・充当対象者一覧表のCSV出力ができること。 【通算者選択】 ・特徴不一致リスト(収納と課税額が一致しないもの)・期間超過納付リスト	9.2.3.1 通算発生期間・税目を指定して抽出できること。 9.2.3.1 督促状発送後の未納がある対象者は、充当一覧表示することができること。また、その一覧から任意のデータを選択し、続けて「選付・充当」処理を行うことができること。	選付・充当異動 通知処理 90. OCR消込、手入力消込、口座振替消込、更正処理による課税減などにより発生した「通算データ」を、一覧表示することができること。また、その一覧から任意のデータを選択し、続けて「選付・充当」処理を行うことができること。	34 課税情報の修正等により、課税納付額が課税課税額以上となった場合は、差額を課税納付額とする 67 収納情報の課税納付額が課税課税額以上となった場合は、差額を課税納付額とする 74 消し込み処理により、課税納付額が課税課税額以上となった場合は、差額を課税納付額とする 76 消し込み処理が終了し、延滞金課税額以上の納付延滞金となった場合は、差額を課税納付額とする 100 課税課税額、延滞金課税額の修正により、課税納付額・延滞金納付額以下となった場合は、差額を課税納付額とする 101 課税納付額、延滞金納付額の修正により、課税課税額・延滞金課税額を超えた場合は、差額を課税納付額とする 34 収納額と課税システムの課税額から通算納税額となっている収納を抽出する機能があること 55 課税額の異動、選付・交付要求、分納など、延滞金額に影響がある更新があった場合は、更新後の延滞金との差額で、通算納税の判断ができること 73 通算発生の一覧を表示でき、横断に印刷する機能があること	52. 個人市民税システムより配当額選付データを受け取り、通算納税が管理できること(当初分、月次異動分)。個人市民税システムより充当データを受け取り、消込みができること。 91 通算納税者一覧を課税課税額事別(通算納、税額更正、強制修正、源泉選付、その他等)に表示できること。 92 通算納税事由が条件により自動設定できること。 93 課税納付額、延滞金納付額の修正により、課税課税額・延滞金課税額を超えた場合は、差額を課税納付額とする 94 自動設定された通算納税事由が修正できること。 129 通算納税整理状態で未納があり、税目ごとに通算納税のデータを抽出できること。リスト出力ができること。 149 配当額選付データについても通算納税が管理でき、各処理、帳票発行ができること。 150 選付充当時の配当額・株式譲渡課税控除額を減額したのについて、戻入通知書、納付書が作成できること。	通算・納税ごとに個別または一括で抽出し、選付及び充当処理ができること。 また、抽出したデータは紙・CSVのどちらでも出力可能であること。	課税額と納付額の不一致は必ず発生しうることから、選付・充当にあり、通算納税状態のデータを抽出する必要があると考えます。	<検討事項> ①通算データを充当・選付に振り分ける考え方に違いはあるか 充当対象の例 ・ 納期後のもの ・ 督促状が発送されたもの ②の他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① 督促状は関係なく、納期未済の納付は充当対象とするのが一般的。 ② 本人が希望する場合、納期未済期別の充当を実施する運用もある(1市) ⇒機能としては、3.2.9で定義 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜	

【仕様書見直し】標準仕様書（機能）_05_収納管理

機能名称		仕様書たき台	業務フローとの対応	選定地方団体_機能要件					標準化候補検討	構成員 町前ご意見（概約）		
				B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・確認	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
3.2.7.	通知書	充当を行った税目、期別の対象者について充当通知書一括または個別で出力できること。	3.6		9.2.3.2 充当を行った税目、期別の対象者について通算納金充当通知書が発行できること。	<p>固定・収納状況 通算納照会</p> <p>56. 通算納処理状況（送付情報、充当情報）の確認ができ、決議書・通知書の再発行が行えること。</p> <p>送付・充当異動 通知処理</p> <p>100. 「送付・充当決議書」「送付・充当通知書」を即時出力できること。</p>	<p>72 充当・送付に関する、送付・充当の対象者宛の通知を印刷する機能があること</p> <p>74 充当対象者宛に、充当のお知らせ（通知）を出力する機能があること</p> <p>75 充当のお知らせであることを通知する文面を記載すること</p> <p>76 充当者に送付先が指定されている場合は、郵便用の宛名書へ指定の送付先情報（郵便番号・住所又は所在地・氏名又は名称）を記載すること</p> <p>77 通知日・通知者（通常は市長名）を記載すること</p> <p>78 外字を含め、文字を正しく記載すること</p> <p>79 氏名など、文字数が多く、横罫に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること</p> <p>※氏名で90文字以上印字できる場合機能が無くても可</p> <p>80 オンライン処理で充当対象者を指定し、充当のお知らせを印刷する機能があること</p>	<p>95. 送付（充当）決定日、通知日、送付決定日、送付金支払日、通算納金明細、充当明細、送付先（口座情報、年金機構）等の情報が通算納送付充当通知書単位で履歴として画面確認できること。</p>		<p>多くの構成員の仕様書に記載されており、充当する旨を納税義務者に通知するために必須機能と考えます。</p>	<p><検討事項></p> <p>①庁内で使用する決議書はシステム出力が必要か、要確認</p> <p>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>①</p> <p>a) 決議書については、必要という構成員が多い</p> <p>⇒庁内の文書管理規定との関係はどのように整理しているか</p> <p>⇒必須とすべきか、オプションでも差し支えないか</p> <p>②</p> <p>a) 一部充当・一部送付の場合は、送付充当通知書として出力されることが望ましい（F市）</p> <p>⇒他の構成員も同様か？オプションでも差し支えないか</p> <p>b) 通知書内の文言について任意で自由記載ができること（I市）</p> <p>⇒他の構成員も同様か？</p>
3.2.8.	充当先の選択	他税目・他宛名への充当ができること。 延滞金・督促手数料の課定へ充当ができること。 他の宛名へ充当した際には、充当元の充当額が自動で変更されること。	3.5	<p>【他税目への充当】</p> <p>147. 他税目への充当処理ができること。</p> <p>【合算税目自動振替】</p> <p>154. 内訳を持つ税目（国保：医療一般、医療退職、介護一般、介護退廃、支援金一般、支援金退職 法人：税別、均等割）において、合算すると完納しているが、内訳内の通納、内入がある場合に自動で振替し、内訳内完納とすることが可能。</p>	<p>9.2.3.2 他の宛名へ充当をする際には、税目、期別、通知書番号で充当先を特定し、他の宛名へ充当をすることができると。</p> <p>9.2.3.2 他の宛名へ充当をした際には、充当元の充当額が自動で変更されること。</p>	<p>99 納付者以外を（法人等・相続人等）送付・充当先として選択できること</p>		<p>他の期に充当可能であった場合に、任意に対象を選択し充当処理ができること。</p> <p>他科目へ充当可能であった場合に、任意に対象を選択し充当処理（給付）ができること。</p> <p>別個人番号の場合でも充当処理ができること。例) 再転入の場合など</p> <p>延滞金への充当処理、延滞金からの充当処理ができること。</p>	<p>同一宛名・同一科目に充当できる期別がない場合、他宛名、他科目を充当先として選択する必要があるため、必須機能と考えます。</p>	<p><確認事項></p> <p>・内訳内完納の考え方について要確認（B市）</p>	<p>a) 要件の考え方に提示されているものは、どのようなパターンを想定されていますか（F市）</p> <p>⇒例えば個人住民税で過納納が発生した場合で、個人住民税の納期到来期別に未納がない場合、他の税目の課定に充当することをイメージしている。</p> <p>⇒「他宛名」とは、「同一人格の別の宛名」を想定しているが、別人格に充当する運用はあるか、構成員に確認。</p> <p>b) 滞納処分費にも充当できる機能が必要（F市）</p> <p>⇒具体的にどのような機能が必要となるか、収納システムで管理する必要があるか。</p> <p><確認事項></p> <p>・内訳内完納の考え方について要確認（B市）</p>	
3.2.9.	納期未到来対象への充当	納期未到来分への充当処理ができること。	3.5						<p>納期未到来分への充当処理ができること。</p>	<p>一構成員の仕様に記載があります。実施団体と未実施団体があると考え、オプション機能としています。</p>	<p><検討事項></p> <p>①制度的な面も含め、実運用上問題ないか、確認</p>	<p>⇒必要という意見あり。必須機能とすべきか</p>
3.2.10.	加算金の充当	送付加算金・充当加算金が発生した場合、税目、期納のある期別を選択し、選択した税目の期別へ充当入力ができること。	3.5						<p>送付加算金からの充当処理ができること。</p>	<p>一構成員の仕様に記載があります。実施団体と未実施団体があると考え、オプション機能としています。</p>	<p><検討事項></p> <p>①送付加算金・充当加算金が発生し、かつ、未納の期別がある場合に充当することがあるか、運用を確認</p>	<p>⇒必要という意見あり。必須機能とすべきか</p>

【仕様書見直し】標準仕様書（機能）_05_収納管理

機能名称	仕様書または書	業務フローとの対応	選定地方団体・機能要件					標準化機能検討		機能員 町前ご意見（集約）
			B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	
3.3 送付処理	送付額がある税目、期別を元に送付対象者一覧を抽出することができること。 送付額は過払額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。 送付先入力を行った日付、送付処理の決済日、送付をする予定日付、送付理由を入力できること。	4.5	【送付データ作成】 148. 歳入戻入・歳出送付とも、送付済みデータを取り扱うこと（歳出送付データが決算に影響を及ぼさないこと）。 149. 発注日に限らず、任意の日付（送付済み日）を持たせることができること。 【送付決済処理】 150. 決済中の送付に対する送付済の入力を行う。送付処理は完了し納付額が属する。事由を送付欠損として送付済み入力を行い、送付欠損扱いとする。	9.2.3.3 過払額がある税目、期別を元に送付対象者一覧を出力することができること。過払額が発生した日付で抽出期間を設定できること。 9.2.3.3 過払額から自動で送付額の入力ができること。 149. 発注日に限らず、任意の日付（送付済み日）を持たせることができること。 9.2.3.3 自動で送付額を入力した場合には、手入力で送付額を変更することもできること	送付・充当異動 通知処理 102. 送付取消・充当取消ができること。 データ抽出機能 データ抽出機能 173. 指定した期間に送付処理を行った一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。	140. 税目を選択して一括送付が行えること。 送付条件としては、納期が到来し、かつ未納がないこと。 過払額分を充当後、送付処理ができること。 また、送付充当通知書等が作成できること。 141. 一括送付について、税の納期以前の送付については返還金として処理できること。 142. 充当後、なお過払が発生しているものについて、一括送付処理を行う。送付済済・送付充当通知書、送付充当決定書・送付充当決定書（国保内訳）・送付支払通知書を作成する。	歳出/歳入別に送付処理（取消処理含む）ができること。 過払額分を充当後、送付処理ができること。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか <確認事項> ・税の納期以前の送付については返還金として処理とどのような意味か（H市）	①送付先口座が不明なときは、隔地払いができること。その際は、銀行へ持参すれば現金と引き換えできる書類（金庫のなもの）と本人以外が銀行へ行く場合の委任状が出力できること（H市） ②他の構成員でも発生する運用か？オプションで差し支えないか？ ③具体的などのような運用が必要となるか？ ④過払発生事由による抽出が必要（H市） ⑤他の構成員も同様か？ ⑥（税目、期別に加えて）区、年度、過払額番号、宛先番号、通知書番号を元に送付⇒他の構成員も同様か？ その他： 送付をする予定日付とはなにか。（当市では送付処理日の夜間にデータ連携するため、送付予定日という概念がありません。）（H市） ⇒送付の支払いができる日付を想定している。	
3.3.1 送付処理	送付予定日が到達したら、送付が実行されること。 送付処理結果の照会ができること。 送付の履歴管理ができること。	4.5	【送付処理・充当処理】 155. 納付となっている期別明細について、一括で送付処理を行うことが可能。	9.2.3.3 予定日付を過ぎたら、自動で送付をおこなうこと 9.2.3.3 処理を行った日付、決済日、予定日付で抽出期間を設定し、設定した期間の中で処理を行った該当者をエクセル形式及び紙形式で送付・充当一覧が出力できること。 9.2.3.3 処理を行った税目、期別へは、送付番号が付番されること 9.2.3.3 送付の件数、金額が記載された送付集計表が送付期間で該当者を絞った上で、送付集計表が税目ごと出力できること。	65. 送付記録として、次の内容を画面上で確認できること ①送付対象者・過払額発生日・過払額発生理由・過払額金額・納税通知書からシステムで過払額を抽出できる番号（通知書番号等）・納税の期別・納税通知書からシステムで送付情報を検索できる番号（通知書番号等）・過払額金額の賦課情報と検索できる番号等・送付の対象者・送付先口座情報・通知送付先・送付額・加算金額・送付日・支出決済日・支払い日・加算金の計算日と算出税目 69. 期間を指定して、充当・送付の額を科目・支出の区分に分けて集計する機能があること	145. 送付対象の確定処理ができること。 121. 大口歳出（OO円以上の送付額）送付一覧が作成できること。	送付処理については上記と同様、必須機能であると考える。 管理するデータ項目については右記。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか <確認事項> ①送付の記録として管理すべき情報項目は、中間標準レイアウト（納付履歴ファイル）で必要十分か ②大口送付とはどのようなものか（H市の運用）	その他： a) 充当と同様、決済処理の同日に支払い（予定日の概念なし）と予定日到達で支払いの連日の運用にかけられることが想定されるか、どちらが効率的か？ ⇒標準仕様としては、両方に対応できる必要があるか、どちらが効率的か？	
3.3.2 送付取消	送付処理の取消ができること。	4.5	9.2.3.3 送付処理の取消ができること 9.2.3.3 取消前後の履歴が記録されたチェックリストが出力できること。取消前後の履歴が記録されたチェックリストが出力できること	42. 送付額・充当額、会計上の支出財源（戻出送付現年・戻出送付滞納繰越・歳出送付）を、過払額発生日と課税年度等から自動で判断すること。 67. 支出決定日ごとに、地方自治法施行規則第15条別表の科目別の下記パターン別に集計表を出力できること 1. 現年歳入から現年歳入への充当 2. 現年歳入から滞納繰越歳入への充当 3. 滞納繰越歳入から現年歳入への充当 4. 滞納繰越歳入から滞納繰越歳入への充当 5. 歳出から現年歳入への充当 6. 歳出から滞納繰越歳入への充当 7. 現年歳入からの送付 8. 滞納繰越歳入からの送付 9. 歳出からの送付	110. 送付発生の際に、歳入、歳出を自動判定できること。（出納閉鎖期間を含む） 111. 会計年度別送付先税目（歳出送付、歳入送付）の把握が行えること。 126. 4月1日から出納閉鎖までは歳入送付について、前年度食分も算出できること。 歳入送付と歳出送付区分、対象者整理番号（特例個人送付の場合は個人の整理番号）、税目科目、課税年度・相対年度、期別、収入日（公益日）、送付未済額（未納、返還金、暫定申告料、送付加算金）、完日付、送付発生情報、口座情報、未納情報などのデータが出力できること。	徴収日、収入日、会計年度、送付決定した日より、歳入送付、歳出送付の自動判別ができること。	財務会計上、歳入科目から送付するか、歳入科目から送付するか判定するために必要な機能と考える。複数の構成員の仕様に記載があるため、必須機能と考える。	<検討事項> ①判断基準（発生日、課税年度）について、解釈の余地があるか、要確認 ②法人・個人については、年度を越え繰り越した未課税分の送付について、課税年度を基準に歳入・歳出送付ができる必要がある。（H市） 例）納付は1年度中だったが、未課税のまま課税年度になり、2年度中に課税し送付した場合は、歳入送付が必要だが、納付が1年度のため、システムの基準日によっては歳入送付になってしまいうる可能性がある。 ⇒他の構成員も同様であるか？		
3.3.4 歳入送付・歳出送付の判定	送付額の、会計上の支出財源（戻出送付現年・戻出送付滞納繰越・歳出送付）を、過払額発生日と課税年度等から自動で判断すること。	4.5	9.2.3.3 送付をした対象の税目、期別へ法令どおり加算金の反映ができること 9.2.3.3 反映した加算金については加算金額の変更ができること	152. 法人市民税の収入を課税に合わせて繰替えができること。 154. 法人組替による異動結果について、確認用の一覧が作成できること。 155. 法人市民税等の申告税で課税のないもの及び課税課税額の一覧が作成できること。データ出力もできること。	法人市民税について、以下のものを個別または一括で抽出し、送付処理ができること。 法人市民税の課税に関する要件があり、必要十分かを検討する（右記）。 ・確定申告等による減額 ・重複納付等の事由 等	法人市民税の課税に関する要件があり、必要十分かを検討する（右記）。 ・確定申告等による減額 ・重複納付等の事由 等	<検討事項> ①抽出条件など、法人市民税の要件が他にもあるか、要確認 ②確定申告等による減額 ・重複納付等の事由 等 ⇒他の構成員も同様か？ ⇒具体的などのようなケースを想定しており、どのような機能が必要か（H市）	①法人市民税特有の要件として、均等割と法人税割額の納付内2割りの場合は納付額が課税額以上とはならないが、充当（内訳の入れ替え）が必要（H市） ⇒他の構成員も同様か？ ⇒具体的などのようなケースを想定しており、どのような機能が必要か（H市） ⇒他の構成員も同様か？ その他（H市の要件）： a) 法人市民税の送付発生日の範囲を指定し、一括充当ができること ⇒他の構成員も同様か？ b) 法人市民税の送付発生事由に応じた起算日判定が可能か。 ⇒具体的などのような機能が必要となるか？ c) 中間納付額の送付については自動充当処理が可能か。 ⇒具体的などのような機能が必要となるか？		
3.3.5 法人市町村民税の送付	送付対象の税目、期別へ法令どおり加算金の計算ができること。 起算日は任意に設定できること。 申告税特等の同一事業年度における充当・送付などについて、税法に則った加算金、送付加算金の計算が可能であること 計算された加算金の変更ができること。	4.5	【送付加算金】 136. 送付加算金の計算ができること。起算日は任意設定できること。	45. 地方税法「送付加算金」と関連法にしたがい、送付（充当）加算金額を計算すること 46. 同じ発生機軸で、複数の期別に発生した過払額の集計を正しく行うこと 47. 加算金の増減処理を正しく行うこと 48. 加算金の増減処理を正しく行うこと 49. 加算金額を、オンライン入力で修正する機能があること	107. 計算方法毎に送付加算金が計算できること。 （過払額発生理由別に送付加算金起算日、送付時起算日）が自動判定できること。また、手入力でも指定もできること。 108. 送付加算金は処理毎に計算しない、任意設定、自動計算で選択できること。 109. 申告税特等の同一事業年度における充当・送付などについて、税法に則った加算金、送付加算金の計算が可能であること。	全科目について法令等に基づき、自動・手動で送付加算金計算をおこなえること。 送付加算金の起算日（過払額金額の納付日等）を自動および手動で設定できること。	送付加算金を正しく管理するため、必須機能だと考える。 <検討事項> ①法令通り、という仕様化で、解釈にゆらぎは生じないか（送付日の設定方法など） ②集計で計算するのは、どのようなケースが考えられるか。（H市、I市の運用）	①加算金税額の見解の統一が必要（E市） ⇒他の構成員の意見を要確認。 ②手動計算は以下のケース ・那加当等の場合、加算金発生期間の正しい自動計算が理想であるが、システム上不可能であれば手動計算を行う必要が生じる。（E市） ・送付決前額に加算金額を算出する必要がある場合（歳出予算残額との兼ね合い等）（H市） ・市要綱による課税年度課税の返還金に付随する返還加算金の計算に必要となる場合（I市） ⇒他の構成員ではどうか？手動計算の余力を残すことは差し支えないか？（システムでの完全自動化は困難か）		
3.3.6 送付加算金	送付対象の税目、期別へ法令どおり加算金の計算ができること。 起算日は任意に設定できること。 申告税特等の同一事業年度における充当・送付などについて、税法に則った加算金、送付加算金の計算が可能であること 計算された加算金の変更ができること。	4.5	【送付加算金】 137. 送付加算金の計算内容が表示できること。 【集計情報参照】 138. 送付手続き中（送付通知書発行済み）の情報を参照できること。	45. 地方税法「送付加算金」と関連法にしたがい、送付（充当）加算金額を計算すること 46. 同じ発生機軸で、複数の期別に発生した過払額の集計を正しく行うこと 47. 加算金の増減処理を正しく行うこと 48. 加算金の増減処理を正しく行うこと 49. 加算金額を、オンライン入力で修正する機能があること	107. 計算方法毎に送付加算金が計算できること。 （過払額発生理由別に送付加算金起算日、送付時起算日）が自動判定できること。また、手入力でも指定もできること。 108. 送付加算金は処理毎に計算しない、任意設定、自動計算で選択できること。 109. 申告税特等の同一事業年度における充当・送付などについて、税法に則った加算金、送付加算金の計算が可能であること。	全科目について、送付加算金の計算経過を確認できること	複数の構成員の仕様に記載があり、住民の問合せに回答する目的で、必須機能であると考える（特に自治体有責での過払額におけるクレーム防止対応）	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	追加論点なし	
3.3.7 送付加算金の計算経過を確認できること。	送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付を行った履歴情報から口座を選択できること。 該当する口座が分からない場合は、口座照会通知を出力できること。	4.5	【送付金振込】 142. 送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付を行った履歴情報も表示され口座を選択できること。 【送付方法】 144. 振込先口座情報を追加した後の口座振込対象者と窓口現金支払者の一覧表（送付履歴）が作成できること。 一覧表は、歳別別（歳入送付・歳出送付）、編別別（現年度、過年度、滞納繰越）等で作成できること。	送付・充当異動 通知処理 93. 金融機関を指定して送付処理ができること。 送付・充当異動 通知処理 96. 送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付先登録を行った履歴情報も一覧表示され、そこから口座を選択できること。	57. 送付対象者へ、送付金振込先口座の確認通知を印刷する機能があること 105. 送付先口座について税および各保険料で分けて管理できること 59. 振込口座を納税機軸別で登録、登録・修正・削除する機能があること 60. 登録した振込口座情報、次の過払額処理の振込口座として使用できること 111. 送付先口座が不明な送付対象者に、送付金振込先口座を聞くための構築を印刷する機能があること	104. 送付先口座情報の照会・入力ができること。 105. 送付先口座について税および各保険料で分けて管理できること。 59. 振込口座を納税機軸別で登録、登録・修正・削除する機能があること 60. 登録した振込口座情報、次の過払額処理の振込口座として使用できること。 111. 送付先口座が不明な送付対象者に、送付金振込先口座を聞くための構築を印刷する機能があること	送付先登録および履歴のある対象者（法人及び個人）については該当口座を抽出し、口座振込による送付処理ができること。	送付する目的、口座の管理は必須機能であると考える（特に自治体有責での過払額におけるクレーム防止対応）	①標準仕様として、現金送付（徴収窓口力含む）の実装要否について ⇒意見を確認（運用していない自治体が多いと想定される） ②口座が不明な場合（送金に送付失敗あり、等）、自動で口座が割り当てられるなどの運用は想定されるか。 ③口座を自動引用しお知らせに印字する運用が一般的という意見 ⇒他の構成員も同様か？	
3.3.8 口座送付	送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付を行った履歴情報から口座を選択できること。 該当する口座が分からない場合は、口座照会通知を出力できること。	4.5	【送付金振込】 142. 送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付を行った履歴情報も表示され口座を選択できること。 【送付方法】 144. 振込先口座情報を追加した後の口座振込対象者と窓口現金支払者の一覧表（送付履歴）が作成できること。 一覧表は、歳別別（歳入送付・歳出送付）、編別別（現年度、過年度、滞納繰越）等で作成できること。	送付・充当異動 通知処理 93. 金融機関を指定して送付処理ができること。 送付・充当異動 通知処理 96. 送付先口座を税目別に登録できること。過去に送付先登録を行った履歴情報も一覧表示され、そこから口座を選択できること。	57. 送付対象者へ、送付金振込先口座の確認通知を印刷する機能があること 105. 送付先口座について税および各保険料で分けて管理できること 59. 振込口座を納税機軸別で登録、登録・修正・削除する機能があること 60. 登録した振込口座情報、次の過払額処理の振込口座として使用できること 111. 送付先口座が不明な送付対象者に、送付金振込先口座を聞くための構築を印刷する機能があること	104. 送付先口座情報の照会・入力ができること。 105. 送付先口座について税および各保険料で分けて管理できること。 59. 振込口座を納税機軸別で登録、登録・修正・削除する機能があること 60. 登録した振込口座情報、次の過払額処理の振込口座として使用できること。 111. 送付先口座が不明な送付対象者に、送付金振込先口座を聞くための構築を印刷する機能があること	送付する目的、口座の管理は必須機能であると考える（特に自治体有責での過払額におけるクレーム防止対応）	<検討事項> ①現金送付を行っている場合、システム上に対応について ⇒意見を確認（運用していない自治体が多いと想定される） ②口座が不明な場合（送金に送付失敗あり、等）、自動で口座が割り当てられるなどの運用は想定されるか。 ③口座を自動引用しお知らせに印字する運用が一般的という意見 ⇒他の構成員も同様か？ その他： 税目別に登録する必要はなく、標準機能としては一括登録できればよいと考える。税目ごとに登録するのは相手方に対するサービスであるためオプションとする方がよいと考える（H市） ⇒他の構成員も同様か？ <確認事項> ・口座が不明な場合の取り扱い（C市）	追加論点なし	

【仕様書見直し】標準仕様書（機能）_05_収納管理		選定地方開外_機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見（集約）			
機能名称	仕様書たき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
3.3.9.	送付の口座振込依頼データを作成できること。 集計表、内訳表も出力できること。 支払データの作成を行った時点で支払状況が支払い済みと表示されること。	4.9	【送付金振込】 143. 送付データのうち、口座へ送付データを抽出して金融機関依頼用の口座振込FDを作成できること。 9.2.3.3 集計表、内訳表、送付データが税目ごとに出力できること。 9.2.3.3 振込データ出力時に支払日入力できること	9.2.3.3 前回送付時の口座番号が判明している場合であっても、送付の処理をしない振込みができないこと。 9.2.3.3 集計表、内訳表、送付データが税目ごとに出力できること。 9.2.3.3 振込データ出力時に支払日入力できること	送付・充当異動 通知処理 97. 送付データのうち、口座へ送付データを抽出し金融機関依頼用の口座振込FDを作成できること。全額フォーマットに対応していること。	61. 金融機関用の振込データを作成する機能があること 62. 金融機関用の振込依頼書を印刷する機能があること 64. 金融機関用の振込依頼書を振込予定日を指定して一括して印刷する機能があること	143. 送付金の支払データの作成を行った時点で支払状況が支払い済みとなること。 144. 任意に指定した振込日の送付金支払情報から、口座振込別について振込依頼書を作成できること。 また、金融機関受渡し用(ゆうちょ銀行含む)に振込データ(全額振込フォーマット)も作成できること。 また、振込依頼データも出力できること。(財務会計用) 148. 送付対象確定入力をしたものについても振込データ作成までは取消ができること。	送付の口座振込依頼データを一括及び個別に作成できること。	送付の口座振込依頼データを一括及び個別に作成できること。 (時効完成した場合は、時効であることを表示する) 時効完成日を自動計算できること。 送付通知を再出力した際には、時効が初期化されること。	送付金の口座振り込みを効率的に行うために、金融機関向けのデータ作成は必須機能と考えます。 データフォーマットは全額振込フォーマットが標準であると想定されます。	<検討事項> ①収納システムで支払いデータを作成する場合と財務会計システムから支払う場合の運用の違いについて確認(財務会計上で債権者登録≠支払い) ②金融機関にデータ以外の提出方法(依頼書など)があるか	a) 市では、収納システムで送付処理を行っただけでは支払い済みならず、財務会計側で支払った結果を引き込んで支払い済みになっている。(振込不能となった場合への対応か?) ⇒他の構成員ではどうか? b) 財務会計側で支払位置を切るケースにおいて、収納システム側では特段の対応は必要ではないか?(対象データの特定など)
3.3.10.	送付の時効管理(起算日の設定、修正、削除等)ができること。(時効完成した場合は、時効であることを表示する。) 時効完成日を自動計算できること。 送付通知を再出力した際には、時効が初期化されること。		【時効成立・3年消滅・即時消滅管理】 174. 5年時効・3年消滅・即時消滅を判断できること。(料は、2年時効)	9.2.3.3 送付通知発送日、送付到来日、送付発生日及び最終の送付通知発送日をシステムで管理できること。(送付時効を管理できる日付をシステム上持っていること) 9.2.3.3 送付通知を再発送した際には、時効はリセットされること。(再通知発送から5年) 9.2.3.3 時効日が到来したら自動で送付不可となること 9.2.3.3 送付発生日、最終の送付通知発送日をシステムで管理し、自動で時効計算できること	■徴収簿の異動 送付の時効情報を修正する(即時)	52. 地方税法第18条の3の定めに従い、未処理過納金を時効にすること	50. 税の時効を超えた市税等還金に対応できること。 122. 送付時効超過日(送付日から税は5年、料は2年経過)を任意期間で指定した日付について、送付次精算を任意出力できること。 130. 送付時効管理を発生したときに時効の中断するかどうかパラメータで設定できること。 131. 対象送付金の時効別未定日付を管理できること。 132. 時効発生した送付金に対する時効の入力ができること。 133. 保険料年金特徴の場合、時効の種類(送付先、2年時効、5年時効)によって管理ができること。	送付の時効管理(起算日の設定、修正、削除等)ができること。(時効完成した場合は、時効であることを表示する) 時効完成日を自動計算できること。	送付の時効管理に関する記載はほとんど構成員の仕様に記載があることから、送付を適切に処理するため、時効の管理は必須機能であると見なします。 <確認事項> ・ 還金とは何を指すか (H市)	<検討事項> ①収納システムで支払いデータを作成する場合と財務会計システムから支払う場合の運用の違いについて確認(財務会計上で債権者登録≠支払い) ②金融機関にデータ以外の提出方法(依頼書など)があるか	追加論点無し <確認事項> ・ 還金とは何を指すか (H市)	
3.3.11.	期間を指定し、送付時効日を迎えるデータを抽出できること。 時効を迎えた過納金については、送付先を自治体として送付を行えること。									同上	<検討事項> ①最終的には自治体の職人になる運用か。それらは決算処理で処理されれば問題ないか。	①構成員の意見を踏まえると、「時効を迎えた過納金については、送付先を自治体として送付を行えること。」については、仕様には必要だと想定される。
3.3.12.	送付登録時に、送付先として納付義務者本人、法人、または他の宛名を選択できること。		9.2.3.3 税目、期別、通知書番号で送付先を特定し、他の宛名へ送付することができること。 9.2.3.3 他の宛名へ送付をした際には、送付元の送付額が自動で変更されること。					送付登録時に、送付先として納付義務者個人、法人を選択し、管理(参照、登録、修正、削除)できること。 送付通知先として送付先等から任意の個人を登録可能なこと。	複数の構成員の仕様に記載があり、本人以外へ送付する運用は想定されるため、必須機能と考えます。	<確認事項> ・ 他の宛名へ送付をした際には、送付元の送付額が自動で変更、とはどのような処理をイメージしているか。(G市の運用)	追加論点無し <確認事項> ・ 送金とは何を指すか (H市)	
3.3.13.	市町村民税(給付特別徴収)の過納金について、特別徴収義務者の送付登録時に、送付先として納付義務者個人を選択できること。 送付通知先は特別徴収義務者を設定できること。		【特別送付・送納保留一覧表】 → 特別徴収者データの一覧表を作成することが可能。(E市での対応も可) 【特徴における個人への送付】 156. 住民税給付特徴について、個人宛の送付処理(送付通知、送付FD作成)を行うことが可能。 157. 退職所得分の送付が個人宛に送付処理ができること。		41. 給与特別徴収の過納金の送付・充当先として納付した法人の従業員を選択できること	21. 市町村民税・道府県民税特別徴収の個人過納金送付先を個人として選択できること。 102. 特別徴収税額を個人に送付・充当できること。 155. 個人市民税(給付特徴)について特定額徴収入額の特徴の一覧が作成できること。データ出力もできること。	個人市民税(特別徴収)について、特別徴収者の送付登録時に、送付先として納付義務者個人を選択し、管理(参照、登録、修正、削除)できること。 送付通知先として特別徴収者を登録可能なこと。	複数の構成員の仕様に記載があり、給与特別徴収義務者ではなく納付義務者本人に送付する運用は想定されるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① 付通知は個人にも出力する (F市) ⇒ 3.17.13の記載で必要十分か?		
3.3.14.	市町村民税(年金特別徴収)の過納金について、送付先として年金保険者を選択できること。 年金保険者への送付の判断が保留になる場合、送付処理の保留ができること。		【賦課情報当初登録】 9. 特徴死亡者一覧表が出力できること、CSV出力できること。 【特徴送付・送納保留管理】 152. 特徴(国民健康保険、介護保険料、後期高齢医療保険料、住民税年金)の過納金について、被保険者に送付するか、年金保険者へ送付するかが不明な場合、送付を一時的に保留することが可能。	9.2.3.3 年金特別徴収データ(徴収日>死亡日or徴収日<転出日)については、機構への送納不要が確定するまで送付しないよう制御がかけられること。	40. 年金特別徴収の過納金は送付・充当先として年金保険者を選択できること	以下、年金特徴の送付 100. 年金特徴の場合は、年金保険者宛の送納処理もできること。 124. 年金特徴の場合、本人送付分・送付保留分・年金保険者送付分に分けて管理できること。(A市での対応は不可。フラグ管理は可。) 135. 未支給年金保留者の該当者一覧が作成できること。 137. 過納金発生単位に送納日が指定できること。 送納分には送付加算金の計算は行わない。 138. オンラインで送納入力の過納金について、支払日(送納日)更新を行い、特徴・金額の集計である送納情報一覧表及び送納情報一覧表が出力できること。 139. 各税目の年金特徴において税額修正による差額が合わないまま未納で落ちているものについて、決算用の一覧表が出力できること。 ただし、年金特徴については死亡日での判定ができること。 年金特徴については死亡日での判定ができること。 年金特徴期の過納金については、年金特徴過納金一覧表を再発行する。	個人市民税(特別徴収)について、特別徴収者の送付登録時に、送付先として納付義務者個人を選択し、管理(参照、登録、修正、削除)できること。 送付通知先として特別徴収者を登録可能なこと。	複数の構成員の仕様に記載があり、本人死亡等により、年金保険者(年金機構)に送付する運用は想定されるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①年金特徴の死亡者への送付の運用について、なにをトリガーにどのような処理を行うべきなのか、要確認。(保留後の処理が自治体によって異なるように見える) ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① (構成員ごとに対応が異なる) ・ 各構成員の運用とシステムで対応している範囲を伺いたい <確認事項> ・ 送納金とは何か (H市) ・ 未支給年金保留者の該当者一覧とはどのような構成員、(H市の運用) ・ 死亡日での判定とはどのような運用か。(H市の運用)		
3.3.15.	送付通知出力後、送付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。 当該期間に対して、送付通知書を再発行できること。	4.19.21	9.2.3.3 送付通知を行った該当者について送付期間を該当者が終わった上で送付登録済みのみの出力ができること。 9.2.3.3 送付通知発送後、一定期間送付金の受け取りがない対象者について、再通知書が発行できること	送付未済一覧表作成 送付未済一覧表作成 153. 指定された年度の送付未済一覧表を作成できること	58. 振込先口座の確認通知への返信が指定期間以上ない対象者を抽出し、確認通知を印刷する機能があること	119. 送付処理が行われているが送付済み入力が未済のものも当初または最終の(再発行日や送付催告日等を考慮)通知で再開処理し、過納金送付未済通知書、過納金送付請求書の再通知が発行でき、発行した一覧が出力できること。 123. 送付処理が行われているが送付済み入力が未済のものも当初または最終の(再発行日や送付催告日等を考慮)通知日で期間抽出して、一覧、集計表が出力できること。→ 一覧には納付済みのみ、有無状態を表示できること。データ出力もできること。	送付通知を送付したが、送付処理が未済のものを抽出できること。	ほとんどの構成員の仕様に記載があり、送付の実施状況を把握するために必須機能である ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	<検討事項> ①送付通知書の再発行機能は必須か ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① 再発行は必要という構成員が多い。 ⇒ 必須機能として差し支えないか。 ② 納付通知の発行 (F市) ⇒ 納付通知書の発行も再発行か? <確認事項> ・ 納付通知書への対応を支援する機能があること、とはどのような処理を想定しているか。(E市の運用)		
3.3.16.	送付未済であるものを、科目・支出の区分・時効に分けて集計できること。		9.2.3.1 納期が経過し未納の税目ひとつでもあれば、送付未済一覧に充当がある旨の印等が記載されること。全税目の中で今現在口座振替を行っている該当者については、送付未済一覧にその旨があることがわかるよう印等が記載されること。	送付・充当異動 通知処理 106. 通知処理を行った対象データに対して、事務が完了後に「処理中」から「処理済」へ区分が変更されること。「処理済」となることで、送付済みが終了したこととなること。	71. 送付又は充当が未処理であるものを、科目・支出の区分に分けて計算する機能があること	99. 送付対象の期別について過納金発生、送付通知、送付未済等、過納金処理が完了すること。 124. 送付未済リストは年金特徴の場合、本人送付分・送付保留分・年金保険者送付分に分けることができること。 125. 送付処理が行われているが送付済み入力が未済の送付金の件数と合計金額を、税目・会計科目別に算出できること。 127. 隔年度及び滞納繰越収入分の繰入送付未済(当該月末日において振込できなかった)額の一覧表が作成できること。 送付未済額について繰入送付と繰出送付を区分して月末現在の対象者のデータが出力できること。	ほとんどの構成員の仕様に記載があり、送付未済について状況を把握するために必須機能と考えます。	<検討事項> ①送付未済状況の集計区分は必要十分か。	① 区分ごと、認定年度・送付発生年度が必要。(I市) ⇒ 他の構成員も同様か?			
3.3.17.	送付を行う税目、期別の対象者について送付通知が出力できること。 給与特別徴収の個人送付については、個人用の送付通知書を出力できること。	4.6	【過納金送付通知書・充当通知書出力】 140. 過納金送付通知書、充当通知書の出力ができること。 【送付通知書・振込表示】 141. 送付金を口座に振込む場合の送付通知書の作成については、振込口座・口座名義人、振込予定日を記載すること。内容が記載された財務用充当一覧が発行できること。口座情報については、口座システムを利用できること。	9.2.3.3 送付を行った税目、期別の対象者について過納金送付通知書、充当通知書が発行できること。 9.2.3.3 処理を行った日付、決済日、予定日付で抽出期間を設定し、過納金送付・充当通知書は発行できること。内容が記載された財務用充当一覧が発行できること。	72. 充当・送付に関する、送付・充当の対象者宛の通知を印刷する機能があること 81. 送付の対象者宛に、送付のお知らせ(通知)を出力する機能があること 114. 過納金送付請求書(口座の申請書)、過納金送付充当通知書、過納金送付未済通知書、過納金送付未済通知書の再発行ができること。(帳票の発行・未発行の選択も可能とする。) ※対象者への通知及び郵送料を減らすために必要	113. 過納金送付請求書(口座の申請書)、過納金送付充当通知書、過納金送付未済通知書、過納金送付未済通知書の再発行ができること。 条件指定による一括出力もできること。 114. 過納金送付請求書(口座の申請書)、過納金送付充当通知書、過納金送付未済通知書、過納金送付未済通知書の再発行ができること。(帳票の発行・未発行の選択も可能とする。) 115. 過納金送付請求書(口座の申請書)、過納金送付充当通知書、過納金送付未済通知書、過納金送付未済通知書の再発行ができること。 118. 窓口で過納金を送付した結果(支払日、受領者等)が登録でき、受領書が発行できること。 120. 送付通知書の発送日を指定して、送付通知書対象者のデータが抽出できること。(同一人で複数税目ある場合に送付通知書を名寄せし発送するために使用。)	給与特徴の個人送付については、個人用の送付通知書を発行・再発行できること。	ほとんどの構成員の仕様に記載があり、送付の運用のために必須機能であると考えます。 詳細な運用上の差異については右記に検討項目を記載しています。 ③お知らせ発券⇒本人からの請求⇒送付決定が一般的と想定される。 ④口座が判明している場合は押し印字、判明していない場合は口座申請書を同封する運用が一般的と想定される。 ⇒標準仕様としては上記を前提として差し支えないか。 ⑤ 金庫送付は複数の構成員で運用しているが、件数は少ないと想定される。 ⇒ E市のように、支出は財務会計で行い、結果が管理できれば問題ないか ⑥ システムから徴収書の出力 (K市) ⇒ 他の構成員でも必要となるか。 ⑦ システムでの名寄せは必要ないという意見が多い。 ⇒ 郵送時の名寄せは運用(手作業)で差し支えないか?				
4. 延滞金処理			【賦課情報登録】 17. 延滞金未納者一覧表のCSVが出力できること	9. 市税条例及び地方税法に規定されたおりの延滞金を計算できること。 9.8 時効日で抽出し、抽出された該当者について一括で延滞金をなくすることができる		197. 税額、納付日、申告日、申告種別等から延滞金が算出でき、計算内容が表示できること。	延滞金の情報及び計算結果、計算内容(計算式)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	法令に基づいて延滞金を徴収するため、延滞金の管理・計算を実施する必要があるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか			

【仕様書担当者】標準仕様書（機能）_05_収納管理		適用地方区分・機能要件					標準化機能検討		機能員 町内ご意見（集約）		
機能名称	仕様書担当者	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方や・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
4.1.2	延滞金計算		【内容変更・延滞金計算】 108.金額の変更ができ、延滞金の即時計算を行うこと。督促、延滞金のみ納付書の発行ができること。	9.8 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。	108. 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。	35 振替情報の修正等により、延滞金調定額の変更が行える場合は、延滞金の再計算を行い、延滞金調定額を修正すること。 36 延滞金調定額の修正等により、延滞金納付額が再計算されること。 37 振替情報の修正等により、延滞金調定額が再計算されること。 38 消し込みにより、延滞金調定額が再計算されること。 39 収納情報の修正に伴って、延滞金調定額を再計算すること。	194. 振替からのデータに基づいて納期前延滞金が計算できること。 195. 確定延滞金の計算について、税法に則った正しい計算ができること。	法令等に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 詳細な運用上の差異については右記に検討項目を記載しています。	<検討事項> ①基準日など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。 ②条例等による自治体による独自性はありますか		
4.1.3	試算			9.8 試算日付を指定した上で延滞金の試算を行うことができる 9.8 試算結果の内訳が記載された計算書を出力することができる			22. 延滞金計算のシミュレーションが参照できること。		主に納税義務者向けの説明を目的として、シミュレーションする機能。複数の構成員の仕様記載がありますが、手計算でも実施できるため、オプションと想定しています。		
4.1.4	基準日			9.8 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。			23 延滞金は、システム日付、指定日を選択して計算できること。また、任意の延滞金額に修正できること。	延滞金の計算が任意の基準日指定可能なこと。	延滞金の起算日を任意指定する必要性について、検討したいと考えます。	<検討事項> ①基準日など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。 ※基準日についての議論がなければ、4.1.1に統合する。	
4.1.5	申告税					90 法人市民税など申告課税の延滞金も正しく計算できること	191. 申告税の延滞金計算について、税法に則った正しい計算を行うことができること。		申告税の延滞金徴収を適切に行うために、延滞金の管理/計算を実施する必要があるため、必須機能と考えます。	<検討事項> 申告税の延滞金計算について、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。	
4.1.6	確定延滞金		【振替情報登録】 12. 延滞金計算、督促手数料計算が容易にできること。 納期前延滞金が、完納となった場合、納期前延滞金の再計算を行うこと。 13. 更正振替に対する罰金徴収を収納システムへ引き継いで、本税（料）定納の別データに対して確定延滞金の調定額が発生していた場合でも、更正後の本税（料）額で確定延滞金の再計算を行い、金額の変動があれば、確定延滞金額を更新することができること。 16. 本税が完納した場合、延滞金のみ徴収ができること。		その他異動 完納 110. 本税完納した場合に延滞金のみ徴収ができること。 116. 納期前延滞金の修正等により、延滞金納付額が再計算されること。 データ抽出機能 データ抽出機能 176. 納期前延滞金の引継ぎによって本税完納となった滞納額に対して、延滞金が未納/過納であるの一覧表が作成できること。	30 本税未納・延滞金のみ未納の表示ができること（何らかのサインを表示。未納欠損、納付、執行停止該当の場合は、区別した表示。） 31 検索結果の一致範囲にて本税未納・延滞金のみ未納、未納欠損、納付、執行停止等の確認ができること。 40 何らかのフラグ、文字等を表示。 43. 確定延滞金が発生している別期の調定額について、調定額後確定延滞金が再計算されること。 確定延滞金がある0円均等の場合は延滞金の自動カットができること。その際、パラメタによりカットするかしないかを選択できること。 (××市はカットしない、××市はカットする想定)	本税完納時に確定延滞金を出し、未納・不足分について請求対象者を抽出できること。	適切な収納業務のため、確定延滞金の管理/計算を実施する必要があるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき必須機能はないか <確認事項> ・少額の延滞金の切り捨ての運用について（H市の運用）		
4.1.7	処分との連携		【執行停止対象者把握】 172. 執行停止者を登録し、一覧を出力できること。税目、課税年度、期別ごと、執行停止事由を選択し、権限が作成できること。		172. 執行停止者を登録し、一覧を出力できること。税目、課税年度、期別ごと、執行停止事由を選択し、権限が作成できること。		66. 徴収日を選擇等を行った際に延滞金計算の基準日となる取立日情報に滞納管理システムから得られる連携データ（取立日情報）にて上書きし、管理ができること。	徴収権予・換価の権予・執行停止に連動して延滞金を計算できること。	左記機能は延滞金加算の停止を想定していますが、どのように計算されるか確認が必要と考えられています。	<検討事項> ①滞納処分が延滞金の計算にどう反映されるべきか、詳細を確認。	
4.1.8	延滞金減免処理		延滞金及び確定延滞金について、延滞金減免処理（金額・定率減免）ができること。					確定延滞金及び計算延滞金について、延滞金減免処理（金額・低率減免）ができること。	延滞金を減免するケースがあると想定していますが、現段階で必須・オプションの判断がつかずまま。	<検討事項> ①延滞金の減免について標準的な運用方法を検討 2. 減免等が認められる。自治体独自の減免が取りうるか、要確認。 (その場合、どういったパターンを仕様記載すべきか)	
4.1.9	延滞金計算率更新		延滞金計算率を期別ごとに設定できること。					延滞金計算率についても年ごとに設定されること。	左記機能は延滞金計算率が年度で変更されることが前提となっております。利用ケースを確認させていただきます。	<検討事項> ①延滞金計算率の設定が必要か	
4.1.10	職種修正		延滞金計算結果について、職種による修正ができること。		【振替情報登録】 15. システムで計算した延滞金を直接修正できること。		91 延滞金調定額を、オンライン入力で修正する機能があること	193. 完納データについて、権限がある担当者で確定延滞金を直接修正できること。	業務上の判断などにより、システムで計算された延滞金を強制的に変更するケースを想定しています。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき必須機能はないか	
4.2	督促処理										
4.2.1	対象抽出処理		【督促一括引括】 125. 督促引括の作成から発送までの期間に納付されたものがある引括情報のうち、督促状が未発行であるものを抽出できること。 発行除外条件が設定できること。 指定される除外条件 - 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰り上げ徴収、分納制、徴収権予、督促停止	9.2.4.1 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者については除外されていること	督促処理 督促データ抽出 125. 督促引括情報より督促対象データ（延滞金未納）を抽出し、督促対象者リスト、督促未送付リストを作成できること。 報告処理 報告書作成 124. 督促引括情報より抽出し、報告書作成リスト、報告未送付リストを出力できること。 125. 報告ファイルから報告書の編成をして発行できること。 データ抽出機能 181. 指定した科目、年度に該当する期別に対して、現時点まで行った報告行為と収納状況の一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。	127. 納期前指定期間以上経過している滞納未納（延滞金未納）がある引括情報のうち、督促状が未発行であるものを抽出し、督促未発行リストを作成できること。 133 徴収権予は督促状を発行しないこと 134 繰上徴収は督促状を発行しないこと 135 コンビニ連携・権限があるが、未消し込みであるものを除外すること	167. 滞納管理システムから連携された徴収権予や繰上徴収の状況があるものについて、督促状・催告発行が停止できること。 <任意抽出条件> 納期前、年度（現年度/過年度）、期別、科目、発送年月日、収納現在日、指定納期前、調定年月（開始月、終了月）（法人市民税のみ）等 <除外条件> 督促停止（停止開始日、停止解除日、期別、停止理由（引括・停止）が登録されている場合）、取消済（コンビニ連携等）、繰上徴収 等	以下の抽出条件により督促対象となる引括分を抽出できること。 <任意抽出条件> 納期前、年度（現年度/過年度）、期別、科目、発送年月日、収納現在日、指定納期前、調定年月（開始月、終了月）（法人市民税のみ）等 <除外条件> 督促停止（停止開始日、停止解除日、期別、停止理由（引括・停止）が登録されている場合）、取消済（コンビニ連携等）、繰上徴収 等	督促業務を適切に実施するため、対象者を抽出、把握する必要があります。ただし、督促発布の抽出条件、除外条件と、自治体ごとに変更が大きいと考えられます。	<検討事項> ①抽出/除外条件のバリエーションについての検討 ②その他に具体的に明記すべき必須機能はないか	
4.2.2	督促停止		指定された期別または義務者について督促発行停止ができること。 条件指定により、督促停止処理を一括でできること。		督促処理（納期範囲指定） 督促データ抽出（納期範囲指定） 129. 指定納期前の督促対象データを抽出し、督促未送付リストと督促未送付リストを作成できること。		166. 指定された期別または義務者についてオンラインにて督促状・催告発行停止ができること。 上記の期別は督促状・催告作成から除外される。 168. 停止対象者ファイル（宛名コード指定）に基づいて、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。 169. 地域指定により、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。（災害時特）	複数の構成員の仕様書に、督促停止（中止）にて督促状・催告発行停止ができること。 上記の期別は督促状・催告作成から除外される。 168. 停止対象者ファイル（宛名コード指定）に基づいて、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。 169. 地域指定により、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。（災害時特）	複数の構成員の仕様書に、督促停止（中止）にて督促状・催告発行停止ができること。 上記の期別は督促状・催告作成から除外される。 168. 停止対象者ファイル（宛名コード指定）に基づいて、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。 169. 地域指定により、督促・催告発行を一括停止（バッチ更新）できること。（災害時特）	<検討事項> ①災害時などを想定した一括停止の必要性について確認	
4.2.3	督促状作成		【督促状】 174. 督促状は規格統一し、OCRによる読込ができること。 【コンビニ収納】 104. コンビニ収納にも対応した督促状が発行できること。また、出力イメージをプレビューできること。 【督促状作成】 159. 滞納者毎に税目・期別・出力順を指定して一括作成ができること。 163. 期別、除外対象（分納制等者など）、出力順を指定して督促状の一括作成ができること。	9.2.4.1 宛名、税目、期別を特定した上で、税目・期別ごとに督促状を出力することができること。 9.2.4.1 納期前日抽出期間とし、抽出された該当者の督促状を発行可能な大量帳票印刷用ファイルが出力されること。 9.2.4.1 口座振替に関する督促状の場合、督促状へ口座振替不能事由が記載されること 9.2.4.1 共有者全員に督促状を送付する場合、そのうちの督促状でも同時に納付が可能であること。（代行者以外の納付可能） 【督促状作成】 9.2.4.1 固定資産税において、連帯納税義務が生じているものに対し、共有者全員に発送できること。また、納付書番号は代表者のみで発行可能であること 9.2.4.1 コンビニ使用期限を設定できること 9.2.4.1 軽自動車税の督促状の場合、軽自動車のナンバーが記載されること 9.2.4.1 法人市民税の督促状の場合、事業期間が記載されること	129 収納情報を指定して、督促状をオンラインで発行する機能があること 136 地方税法と関連法等に従った項目及び文言を印刷すること 140 氏名など、文字数が多く、権限に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること 141 送付先や納税管理人等が指定されている場合は、指定された送付先を記憶すること 142 市内特別区域への対応がされていること 145 宛名画面、郵便番号、住所又は所在地、方言、氏名又は名前、納税義務者名、郵便バーコードが記載されること	157. 税目（複数可）、納期前などを指定して、未納のうち督促状未送付・未発送のものについて督促状を作成できること。発行枚数/金額が計算できること。 158. 共有者の重複情報以外にも督促状が出力できること。納税義務者の変更も可能であること。 159. 督促状作成について、履歴状態など督促を送らない相手を一括で登録でき、出力時に別出力できること。 160. オンライン処理で督促状作成ができること。 161. 督促状・催告は郵便区分および分納制発行、宛名検索番号エラーなどを区分して区分ごとにシートした順番で出力できること。 162. 督促状・催告に、通知番号（または宛名コード）等をバーコードとして区分して出力できること。 163. 督促状・催告作成時には外部印刷業者に渡すためのデータ及び引き取りのためのデータ、郵便区分ごとの押取数を作成できること。 164. 督促状を作成したものは督促発行済サインを付し、滞納管理システムに引き継ぐことができること。	出力条件を指定し、督促状（兼納付書）を一括及び個別に作成（データ、紙）できること。	督促状発布は滞納処分の権限となるため、データに基づいた督促状の作成は必須機能であると考えます。 ①督促発布時の納付書発行についての議論（過納額の原因になりうるため、納付書は送らないという考えもある） ②固定資産税の共有者への督促について、法令根拠など、問題ないか要確認。 ③税目固有要件について、必要十分であるか <確認事項> ・軽自動車税兼課用督促状と納付書一体型の督促状（⑩市の運用）	<検討事項> ①引き抜き条件のバリエーションについての検討		
4.2.4	引き抜き		督促状出力後、発送までの期間に納付・差出されたもの、指定納期前になったもの、及び徴収権予になったものを抽出し、督促状引き抜きリストが出力できること。 引き抜いた対象者について、督促発布の記録簿を削除できること。		督促処理 督促状作成 128. 督促状引き抜きデータを抽出し、督促状引き抜きリストを作成できること。		171. 督促状・催告の作成から発送までの期間に納付・差出されたもの、課課課課課課になったもの、及び徴収権予になったものを抽出し、督促状・催告の引き抜き・差し替え対象リストが出力できること。 172. 引き抜きした対象の期別が督促状・催告発行済サインを自動で削除できること。	複数の構成員の仕様書に引き抜きに関する記載があります。引き抜きについては対象者抽出から発送までのタイムラグに納付・差出があった場合を想定し、必須機能であると考えます。引き抜き条件について検討対象とします（右記）。	<検討事項> ①引き抜き条件のバリエーションについての検討		
4.2.5	督促手数料		督促を発送した対象者に対して、督促手数料を計算し、調定情報に登録できること。		14. 督促手数料の削除が容易にできること 【督促手数料修正】 162. 督促手数料を誤って削除・追加した場合は修正できること。（誤って削除することも考えられるため追加も必要）		133. 督促状を発送した対象者にのみ督促料をつけることができること。 126. 督促対象データ抽出処理で作成された督促ファイルより、督促状を作成し、調定収納情報の督促未送付、督促手数料設定を更新できること	督促手数料を徴収していない自治体も多いと想定されるため、オプション機能と考えます。	<検討事項> ①督促手数料の計算ロジックは、どのようなバリエーションがあるか。 <確認事項> ・督促手数料の削除はどのような運用か（B市の運用） <確認事項> ①督促の記録として管理すべき情報項目は、中間標準レアウト（納付履歴ファイル）で必要十分か		
4.2.6	督促状の発送管理・送付状況管理		督促状の発送履歴を管理（参照、修正）できること。 発送履歴は記事情報として管理できること。 科目、期別を指定して発送履歴を抽出できること。	9.2.4.1 システムで履歴の管理ができること			165. 督促履歴一覧及びデータが作成可能なこと。 170. 督促・催告停止者リストが作成できること。	督促状の発送履歴（発送履歴、発送有無、発送日、収納現在日、発送停止情報等）、送付状況（郵便日、公済送達・調査中）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	督促の発布履歴は滞納処分の根拠となるため、督促状の発行状況を把握する必要があります。		
5	決算										
5.1	繰越処理										

【仕様書作成】標準仕様書(機能) 05 収納管理

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	選定地方区分_機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見 (備考)			
				A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
6.1.4	コンビニバーコード仕替	納付書の納期とは別に、コンビニバーコードの使用期限を管理できること。使用期限については、任意に変更できること。		【コンビニ収納】 106. コンビニ収納に対応した納付書のコンビニ納付期日付設定ができること	9.5.2 コンビニ使用期限が設定できること				86. コンビニ等の収納代行会社の委託者コードの変更に対応できること。	納付書の納期とは別に、コンビニバーコードの使用期限を管理(参照、登録、修正、削除)できること。使用期限については、任意に変更できること。	コンビニ収納は実施しない自治体もあるため、オプション機能を考えています。			
6.1.5		以下の場合にはコンビニバーコードを出力しないよう制御できること。 ・30万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を超過している場合(再発行時)								以下の場合にはコンビニバーコードを出力しないよう制御できること。 ・30万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を超過している場合(再発行時) ※上記条件でコンビニバーコードを印字しない場合は、コンビニ納付ができない旨を印字すること	コンビニ収納は実施しない自治体もあるため、オプション機能を考えています。			
6.1.6	延滞金	本税と延滞金・督促手数料を取ることができる納付書を出力できること。 本税が完納し、確定延滞金又は督促手数料のみが未納の額を抽出し納付書を出力できること。		一部納付用・延滞金のみ・督促手数料のみの納付書も発行できること。					195. 延滞金のみ未納の額別について、一括で延滞金未納納付書を作成できること。ただし、既発行期別は除く。また発行一覧も出力できること。 196. 延滞金のみ未納納付書に同時するお知らせ文書(延滞金の計算過程を含む)を作成できること。	本税、延滞金等の納付書を発行できること。	延滞金や督促手数料を徴収するために必要な機能であると考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか		
6.1.7	軽自動車税	軽自動車継続検査証付き納付書を出力できること。		なお、軽自動車税については、継続検査票付納付書の再発行ができること。 103. 軽自動車税については、継続検査票付郵便振込票の発行ができること。					187. 軽自動車の登録状況および納付状況を踏まえて、複数年度分の軽自動車継続検査証付き納付書が作成できること。	本税、延滞金等の納付書を発行できること。	軽自動車税の要件として、検査証付きの納付書の発行が必要と考えます。	<確認事項> ・複数年度分の軽自動車継続検査証付き納付書とはどのような運用か(0市の運用)		
6.1.8	固定資産税	固定資産税の共有者宛に別しても納付書を出力できること。		9.5.2 固定の共有者宛でも納付書が発行できること。							一構成員の仕様に記載がありますが、固定資産税において、物件の共有者宛に納付書を送付している場合があると想定します。詳細については右記で検討します。	<検討事項> ①共有者宛に納付書を送付する運用は一般的か、要確認(特に4月の民法改正後の解釈を確認)		
6.1.9	市町村民税給付特別徴収	市町村長税(特別徴収)の納付書を出力できること。 市町村民税給付特別徴収の納付書も出力できること。		【特種納付書発行】 109. 特種分の納付書発行にも対応できること。					179. 市町村長税・道府県民税(特徴)の納期特例の納付書が発行できること。		複数の構成員の仕様に記載がありますが、市町村民税(給付特別徴収)について納付書での納付を実施する場合がありますと想定しています。詳細については右記で検討します。	<検討事項> ①納期特例用納付書を送付する運用は一般的か、要確認		
6.1.10	合算納付書	複数期別を纏めた納付書を出力できること。						159. 複数年度の税目・期別を纏めた納付書の番号等から、どの年度・税目・期別・本税(料)・延滞金を発行したか簡易な方法で検索できること	190. 複数期別の納付書を一枚に出力できること。(最大8期別) 186. 同一年度、同一税目、複数期別のコンビニ納付書が一枚で出力できること。 225. 集合受納付書で徴収した税について、財務での収入を構成するためのリストが作成できること。		複数期をまとめた合算納付書、運用していない自治体も多いと想定されるため、オプション機能も想定しています。	<検討事項> ①複数期別をまとめた場合、消込はどのように行っているか、要確認 <確認事項> 財務で更正を行うリストとはどのようなものか(0市の運用)		
6.1.11	発行情報・送付状況管理	選択した対象者に対して発行した期別・期別・分割・一括納付書・督促状・催告書の履歴を確認できること。		86. 納付書発行時に簿記管理と連携して経過記録への登録有無を同時選択できること。					20. 選択した対象者に対して発行した期別・期別・分割・一括納付書・督促状・催告書の使用状況を確認できること。		納付書の発行を管理するため、履歴管理機能は必須であると考えます。			
6.2	証明書発行	指定した科目・年度(課税年度/課税年度)の納税証明書を一括に発行できること。 年度・期別が異なる証明(完納証明)を発行できること。 簿記区分を受けたことがない証明を発行できること。 発行時にプレビュー表示できること。 出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。		【納税証明】 121. 料金額等の納付証明書の発行ができること。 122. 連年とも含め、年度、対象科目(税目)を指定して納税証明が発行できること。 124. あて名・納付額等の一時修正ができること。あて名は最新情報で取得すること。 【完納証明】 130. 完納証明書	9.5 納税義務者からの申請を受け付け、納税証明書を再発行する 9.5 納税証明書の発行、納付書が発送されるまでの間は、証明書の発行を制限できること				発行 全般 62. 即時発行時に出力イメージをプレビューできること。 63. 即時発行帳票の種類によってプリンタレイアウトの自動設定ができること。 64. 電子が印へ対応していること。 65. システム上、証明期限は過年度分(現年度分もあわせて5年間程度)に対応できること。 66. 即時発行時に複数指定で発行ができること。 証明書 納税証明 67. 課税年度単位で指定した税目の「納税証明書」を即時発行できること。 68. 証明書発行時に金額の訂正ができること。 69. 備考文の記載ができること。 証明書 滞納のない証明 71. 「滞納なし証明書」を即時出力できること。 72. 証明書発行時に金額の訂正ができること。 73. 備考文の記載ができること。 75. 証明書発行時に金額の訂正ができること。 77. 納付証明書については、納付日の集計範囲の変更が随時できること。(初期表示は1月1日~12月31日) 帳票発行 個人都道府県民税払込明細書作成 159. 個人都道府県民税払込明細書を作成できること。	指定した科目・年度(課税年度/課税年度)の納税証明書を個別に発行できること。 簿記区分を受けたことがない証明を発行できること。 証明書の名義の共有者別の切り替えについて、標準対応していなければ個別に入力して変更できること。	納税証明書の交付は、必須機能と考えます。 ①証明に記載すべき住所は、宛名の最新住所か課税期日の住所か、どちらが一般的か。 ②運用として、共有者へ納税証明書を発行する場合、どのようなやり方が一般的か。 <確認事項> ・個人県民税払込明細書とはどういったものか(0市)			
6.2.1	各種納税証明書発行		6						35. 納付書、納税証明、納付証明、年中納の発行履歴が参照できること。(納付額等発行時の交付内容が分かる)	納税証明書に「発行番号」を記載し、帳票交付履歴を管理できること。	複数の構成員の仕様に記載がありますが、証明書の発行履歴を後日照会するため、履歴管理機能は必須であると考えます。	<検討事項> ①宛名・金額などを変更していた場合、証明書の内容(イメージ含む)の保存の要否について要検討		
6.2.2		証明書の発行履歴を保持できること。 参照が可能であること。 納付額等、交付内容が確認できること。	6						納税証明書の発布日と納期日が同日の場合、その納期日は、納期未到来額として計算されること。	納税証明書の発布日と納期日が同日の場合、その納期日は、納期未到来額として計算されること。		<検討事項> ①納期当日の証明発行について、一般的な確認の確認		
6.2.3		納税証明書の発布日が納期日と同日の場合、その納期日は、納期未到来額として計算されること。(未納扱いにならない)	6						68. 住民税特徴者の事業所収納を反映した納税証明書の発行ができること。	納税証明書は、普通・年特・給付特徴者、課税年度毎(現年・随時)に内訳が表示できること。	納税義務者・特別徴収義務者毎に必要な内訳が表示された証明書の出力が必要となる考えられています。	<検討事項> ①市町村民税の固有要件として必要十分か		
6.2.4	納税証明書発行(市町村民税)	納税証明書は、普通・年特・給付特徴者、課税年度毎に内訳が表示できること。 特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。	6	【納税証明】 125. 特別徴収者の事業所収納を反映した納税証明書の発行ができること。										
6.2.5	納税証明書発行(軽自動車税)	軽自動車で車検があり、口座振替で引き落とししてきたものに、車検用納税証明書を一括または個別に出力できること。 マルチペイメントネットワーク・クレジットで納付したものに、事業用納税証明書が一括または個別に出力できること。(金融機関からの一言伝分は除く)	6	【納税証明】 126. 軽自の口座振替消し込み分について、必要な車検のみ継続検査用の納税証明書が作成できること。 127. 軽自の継続検査用の納税証明書の有効期限を任意に設定できること。 129. 軽自の口座振替不能通知発行時に納付書に継続検査用の納税証明書を付けて発行すること。 9.2.1.3 領収日・期間・年度、発行済フラグ、車検対象車、該当車種に対しての前年以前の未納有無の選択を行い、該当の証明書が一括印刷できること 9.2.1.3 個人または車両を特定した上で、証明書を発行できること 9.2.2.7 抽出した該当データをもとに、振替済通知と軽自動車継続検査用証明書が印刷できること。通知内の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印字できること。 9.2.2.7 車検対象外のもの、発行済のもの、該当車種に対して前年以前の未納があるもの場合は通知及び証明書の印刷対象から除外する。	9.2.1.3 軽自動車納税証明書(継続検査用)を発行できること。(MPN、クレジット) 9.2.1.3 除却設定(車検対象外、発行済、ペイジーの窓口・一括伝送方式、前年以前の未納あり)ができること 9.2.1.3 証明書を発行した該当者については、発行済フラグが管理できること。対象者ファイルが抽出されること。 9.2.1.3 個人または車両を特定した上で、証明書を発行できること 9.2.2.7 抽出した該当データをもとに、振替済通知と軽自動車継続検査用証明書が印刷できること。通知内の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印字できること。 9.2.2.7 車検対象外のもの、発行済のもの、該当車種に対して前年以前の未納があるもの場合は通知及び証明書の印刷対象から除外する。				軽自動車で車検があり、口座振替で引き落とししてきたものに、車検用納税証明書を発行する機能があること 104. 郵便番号、住所又は所在地、方角、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 105. 送付先を指定している場合は、郵便用の宛名欄へ指定した送付先を記載すること 106. 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を記載すること 107. 車検用納税証明であることを示す文面を記載すること ※「印刷前を前提として可」 108. 通知日・通知期(通常は市長名)を記載すること 109. 納税証明書の有効期間を記載すること ※有効期間はパラメータ等で設定可能であること(本年度の口座振替の消し込みまでの日数をふまえた、次回納期限+営業日を設定する想定) 110. 納税義務者、対象の軽自動車種を特定できる名称等、車検番号、証明書有効期間を記載すること 111. 市特有の外字を含め、文字を正しく記載すること 112. 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※80文字以上表示できる場合はなくとも可	単独用納税証明書に限り、氏名・住所の出力有無を選択できること(請求書であっても、車両番号・納付額・納付日が表示されればよい) ※宛先・未課税にも対応できること。	口座振替、マルチペイメントネットワーク・クレジット納付は、手元金額が残らないため、車検用の証明書を発行する必要があると考えられています。 マルチペイメントネットワーク・クレジットは導入しない自治体もあるため、オプション機能も想定しています。	<検討事項> ①口座振替納付分については、振替済通知と証明書を同時出力・同時発送する運用が一般的か。 ②マルチペイメントネットワーク・クレジット納付分については、申請に基づく出力が一般的か。一括出力後、対象者に発送する運用が一般的か。 <確認事項> ・宛先・承認への対応とはどのような運用か		
6.2.6	伝消込への対応	伝消込の段階でも、伝消込の状況(マルチペイメントネットワーク・クレジット・口座振替)が証明書の発行時に確認できること。(通報・確定データの有無の表示) 123. 伝消込の段階でも強制的に証明を発行することも可能とする。		【納税証明】 120. コンビニ連納付を含めた納税証明書の発行ができること。(通報・確定データの有無の表示) 123. 伝消込の段階でも強制的に証明を発行することも可能とする。	指定・収納状況 収納履歴 49. 照会画面から、更正履歴や納付履歴、滞納履歴などの履歴照会ができること。納付履歴にて、伝消込データの納付された金融機関コード、支店コードを確認できること。				伝消込の状況(αTAX分、コンビニ連納分、窓口納付等オンライン登録分など)が証明書発行時に確認できること。 伝消込の場合でも、即時で納付証明書、納付額証明書を発行できること。	伝消込状態での証明書の発行運用については、団体によって考え方が異なると想定します。標準的な運用を検討したいと考えます。	<検討事項> ①伝消込状態の金額を証明書に反映することについての要否			

【仕様書印字台】標準仕様書(機能) 05 収納管理			選定地方別_機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見(集約)	
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・機能	検討項目(論点集)	検討項目(論点)
6.2.7	発行禁止・警告		<p>【DV対策】</p> <p>115. DV対象者について証明等の出力時に防止機能が働いていること</p> <p>116. 社会福祉課控除等の納付確認書(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)が作成できること</p> <p>117. (納付済通知書作成について)再発行等、オンラインで通知作成の際、「見込み」か「確定」かを選択できるようにすること</p> <p>118. (納付済通知書作成について)withinでの通知書の発行操作が容易であること。(収納管理画面に遷移しなくても発行可能)</p> <p>119. (納付済通知書作成について)「通知不要」を希望している者について、作成が抑制できること。</p>		共通 DV対応 20. DV・ストーカー支援者等の処理に対し、注意喚起するメッセージを出力することができること。			証明書・納付書の発行禁止・解除解除の設定ができること。また、その事由を登録できること。	複数の構成員の仕様書にも記載があり、並走者保護の観点から必須機能であると想定しています。	<検討事項> ①収納業務以外で把握するDV・ストーカーに関する情報の反映のさせ方について、運用を確認	
6.2.8								証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。	注意事項についても注意喚起が必要と考えますが、どういった条件が適切か検討したいと考えています。	<検討事項> ①発行に過ぎない条件について、要確認	
7. 選民・公示											
7.1. 選民・公示処理											
7.1.1	選民者情報管理		<p>9.2.4.2 税目、期別ごとに督促状の公示送達の実行が行えること</p>		<p>選定・収納状況 名寄収納状況</p> <p>38. 選民・公示・停止・納期限変更ができること。</p>			督促状の選民者情報(調査状況・結果、選民日、入力日、決裁日、選民事由等)の管理(参照、登録、修正、削除)ができること。	督促業務を効率的に実施するため、選民情報一元管理は必須機能であると考えます。	<検討事項> ①入力効率化するための仕組みについて採用すべき要件はあるか。(バーコード読み取り等)	
7.1.2	公示送達対象者抽出		<p>9.2.4.2 選民になった督促状の該当者を公示日で抽出し出力できること。</p>					公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	公示送達対象者を適切に把握する必要があるため、対象者を抽出する機能は必須であると考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
7.1.3	公示送達処理		<p>【公示送達】</p> <p>171. 公示送達書が作成できること。</p>	<p>9.2.4.2 システムに取り込んだ、選民の情報をもとに公示送達の実行が行えること。</p> <p>9.2.4.2 税目、抽出区分、公示区分、公示送達日を選択でき公示送達一覧表が印刷できること</p> <p>9.2.4.2 公示送達を入力する際に、宛名番号、通知書番号により該当が検索できること。</p> <p>9.2.4.2 公示送達の日付、公示理由が選択できること。</p> <p>9.2.4.2 督促の選民を一括して取り込める機能があること。</p>	<p>選定・収納状況 名寄収納状況</p> <p>38. 選民・公示・停止・納期限変更ができること。</p>		公示送達の情報(公示日等)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	督促業務の運行のため公示状態を管理するための機能は必須であると考えますが、公示送達書のシステム出力は団体によって差異がある点であると考えます。	<検討事項> ①公示送達書のシステム出力の可否について、確認。(一貫出力があれば、文書自体はシステム出力は必須ではないか) <確認事項> ・選民情報の一括取り込みとどういった運用を想定した機能か(C市)		
8. 統計											
8.1. 統計資料作成											
8.1.1	各種統計資料作成		<p>【資料作成】</p> <p>114. 各種統計資料の出力が可能なおこと。集計はCSVデータで出力可能なこと。</p> <p>【現年度徴収実績調書】</p> <p>195. 現年度賦課したものの調定・納付等を集計し、徴収実績調書を作成すること。</p> <p>【収納調書】</p> <p>196. 滞納繰越分、現年度分の調定・納付等の実績から収納率を作成すること。(EUCでの対応も可)</p> <p>【現年度分収納状況分析】</p> <p>210.</p> <p>①月次地区別納付方法別収納率状況</p> <p>②月次所得階層別世帯人員別収納率状況</p> <p>③月次所得階層別加入人員別収納率状況(国保・後期)</p> <p>【滞納者滞納要因分析】</p> <p>211.</p> <p>①年次地区別納付方法別未納額等状況</p> <p>②年次所得階層別世帯人員別未納額等状況</p> <p>③年次所得階層別加入人員別未納額等状況(国保・後期)</p>	<p>【対象集計】</p> <p>・納付分析(納付区分ごとの割合など)</p>	<p>データ抽出機能 データ抽出機能</p> <p>185. 科目・日付年月日の範囲指定で、収納額・督促手数料・延滞金を集計した集計表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。</p>	<p>1166 都道府県報告書 × × 税収課徴収金調書13714家の規則様式(109号~114号)に記載する必要がある項目の情報が得られること</p> <p>他に、下記が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 税調課徴収と後に分けた都道府県長税収状況(決算時/月次) ※月次では前月25日から翌月24日までの収入のなかで都道府県長税収金額を出す必要があることに注意、課税した年度別の集計でも可。 滞納繰越分年度別内訳(決算時) 滞納繰越1期の収入状況(納期限までの収入) <p>8月ごろ</p> <p>出力項目</p> <p>収入状況調書・税目、人員、前納税額、区分(期別または指定年度)、調定額(税額と人員)、徴収額、還付支払済額、収入額(本税と本税件数、延滞金と延滞金件数、督促手数料と督促手数料件数)、不納欠損額(税額、件数)、収入状況書(別表)・税目、区分(期別または年次別)・調定金額、調定件数、収入件数、未収金額、未収件数、収入率、収入内訳(納期内収入、納期後10日間収入、納期後11日から登載収入、登載後10日間収入、登載後11日以降収入毎に金額と件数と率)、納付区分別収入(当初、督促、納期、コンビニ、窓口、口座、臨戸、証券、銀行、マルベイ、その他)に金額と率)</p> <p>167 市税集計・他市・都道府県、国等の照会に回答するための収納率を集計できること。また内部での分析に使用する集計を行えること。</p> <p>181 収納方法(納付書・口座・コンビニ等)をわけられる範囲で)別に科目・年度別に、賦課納付額・賦課納付件数を集計する機能があること</p> <p>182 国籍が外国人の、収納額・滞納繰越額・滞納繰越件数を科目・年度別に集計する機能があること</p>	<p>213. 任意に指定する期間で、収入状況調書が印刷及びデータで出力できること。(※設計時に集計方法が細かく指定できること。)</p> <p>出力条件</p> <p>税目毎に出力。ただし、市民税は普通、給与特、年金特、退職にだけ出力。</p> <p>国保は普通の一括と退職の医療・介護・支援金、年金特等の一括と退職の医療・介護・支援金に分け出力。</p> <p>滞納繰越分年度別内訳(決算時)</p> <p>滞納繰越分年度別内訳(決算時)</p> <p>滞納繰越1期の収入状況(納期限までの収入)</p> <p>8月ごろ</p> <p>出力項目</p> <p>収入状況調書・税目、人員、前納税額、区分(期別または指定年度)、調定額(税額と人員)、徴収額、還付支払済額、収入額(本税と本税件数、延滞金と延滞金件数、督促手数料と督促手数料件数)、不納欠損額(税額、件数)、収入状況書(別表)・税目、区分(期別または年次別)・調定金額、調定件数、収入件数、未収金額、未収件数、収入率、収入内訳(納期内収入、納期後10日間収入、納期後11日から登載収入、登載後10日間収入、登載後11日以降収入毎に金額と件数と率)、納付区分別収入(当初、督促、納期、コンビニ、窓口、口座、臨戸、証券、銀行、マルベイ、その他)に金額と率)</p> <p>220. 外国人について、国籍別に収納状況集計表が出力できること。(集計結果のデータ出力も可)</p> <p>(市税合計/国保税、現年分/滞納分に分けて集計)</p> <p>230. 任意指定した収入日範囲又は徴収日範囲の収入データを出力する</p> <p>231. 出力時点で全税科目ごとの未納状況をデータ出力する</p> <p>232. 各税目の統計資料として国や××県や広域連合に提出する統計資料が作成できること。</p> <p>233. 滞納繰越分、現年度分の調定・納付等の実績から収納率の計算のためのデータが作成できること。</p>	<p>指定の報告書形式で各種統計資料の作成(データ、集計)ができること。</p> <p>ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、集計)ができること。</p>	<p>収納の状況をとらえるため、統計情報の出力は必須であると考えます。一方で、定型分以外についてはEUCでも問題ないと想定しています。</p> <p>都道府県への報告書以外に、システムからどういったデータを出すかを検討する必要があります。</p> <p>※都道府県調査結果をもとに詳細を検討</p>	<検討事項> ①収入状況調書を中心として、把握すべき情報や抽出条件、出力すべき情報を選択(システム外で計算・集計している数字も多数あると想定される)	
9. その他											
9.1. 他業務システム連携											
9.1.1	滞納システムとの連携							滞納システムへ収納情報を連携できること。	滞納整理業務を適切に実施し、その結果を収納管理システムと連携するため、滞納管理システムとの両方向の連携は必須であると考えます。		
9.2	他自治体等からの照会		<p>【業務書や他自治体からの滞納状況の照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。</p>					税務書や他自治体からの滞納状況の照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	一構成員の認識にありますが、税務書や他自治体からの照会に対し、効率的に対応するための機能であると想定されます。規模の大きな団体向けのオプション機能と考えます。	<検討事項> ①収納業務においてどのような照会回答があるか、要確認(1市の運用)	
9.3. 納付義務者の拡張管理											
9.3.1	納税管理人の設定		<p>【納税管理人】</p> <p>201. 納税管理人の氏名、開始日、終了日を管理できること。</p> <p>【納管人】</p> <p>189. 納管人情報は宛名システムを参照できること。</p> <p>170. 納税義務の承認を登録し、納税義務承認通知書が作成できること。</p>	<p>宛名管理 業務関連連携メニュー</p> <p>26. 宛名管理で納税管理人が管理できること</p>	<p>データ抽出機能 データ抽出機能</p> <p>189. 死亡者・転出者に対して代納設定を行うために、代納設定すべき対象者が抽出できること。また、異動年月日、処理年月日の範囲指定や代納設定済の者も抽出ができること。また、CSVデータとして出力できること。</p>			科目毎に相続人代表者、納税管理人等の情報を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	納税義務者本人が納付できなかった際に、代理を立てる必要があるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	
9.3.2	送付先等管理		<p>【連絡先・送付先情報】</p> <p>202. 連絡先・送付先情報を管理できること。</p> <p>203. 税目毎に送付先情報を管理できること。連絡先は複数管理できること</p> <p>【送付先実装】</p> <p>112. 送付先の住所は宛名システムを参照できること。</p>	<p>宛名管理 業務関連連携メニュー</p> <p>27. 宛名管理で宛名送付先が管理できること</p>			科目毎に送付先を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	通知書類の送付先を現住所以外に設定するための要件として、科目ごとに異なるケースがあると想定されるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか		
9.4. 検索											

【仕様書印字台】標準仕様書(機能) 05 収納管理			選定地方関係_機能要件					標準化機能検討		構成員 町前ご意見(集約)			
機能名称	仕様書たき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・課題	検討項目(論点集)	検討項目(論点)
9.4.1	検索対象	各科目の指定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、送付・充当情報、督促情報及び異動履歴(振込発行履歴、特記事項(メモ)等を含む)を照会できること。	【世帯照会】 91. 世帯員名(納税管理人を含む)の関係情報、合計課税額、合計収納額、滞納額、納期未到来額が名寄せで参照できること。 【個人照会】 92. 年度・税目毎の合計課税額、収納額(収納履歴)、滞納額、納期未到来額が参照できること。 【税目絞り込み】 93. 表示する税目の絞り込みができること。		共通 メモ入力 21. 個人単位でのメモ入力することができること。 22. 「登録日」「有効期間」を管理できること。また、有効期間切れのメモについて表示/非表示を切り替えることが可能なこと。 40. メモ画面を呼び出しメモの設定ができること。メモを既に入力している場合は、トレイアイコンがデータ有りアイコンに変わること。 共通 D/V対応 18. 「D/V・ストーリー支援者」等の設定ができ、照会画面にて交付制限の設定があるメッセージを表示できること。 19. 居住所について公開/非公開の設定ができること。 設定・収納状況 名寄せ収納状況 39. 「付箋」の設定(貼り付け)ができること。				収納に係る諸情報(納税・納付義務者情報(宛名情報、世帯状況、電話番号等)、各科目の収納情報、照会情報、口座情報、送付・充当情報、及び異動履歴(振込発行履歴、特記事項(メモ)等を含む)を照会できること。	管理する情報を特定し照会するため必須機能であると考えます。			
9.4.2	検索条件	氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、税目、年度、通知書番号、世帯番号、旧姓での検索ができること。 特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。	【検索項目】 90. 氏名かな、氏名漢字、生年月日、住所、個人番号、世帯番号(以下、共通検索項目という)および税目、年度、納税通知書番号を指定しての検索ができること。また、曖昧検索についても対応できること。	共通 検索 1. 検索画面を表示した際の初期カーソル位置をシステム設定により変更することができること。 2. 検索条件として、「生年月日」「性別」「カナ氏名」「漢字氏名」「個人コード」「世帯コード」等の検索ができること。 3. 生年月日の検索条件として、「S50.1.1生まれ～S50.1.25生まれ」等の範囲を指定することができること。 4. 検索条件として、「生年月日」+「性別」等の複合検索ができること。 5. カナ氏名、漢字氏名については部分検索(前一致・部分一致)ができること。 6. 検索上階級を設定しているため、設定値を超える時には階級内の該当者一覧を表示するとともに、上階級を超えた旨を表示できること。 7. 検索条件及び該当者一覧が同一画面で確認できること。 8. 検索結果を「該当者一覧」「世帯一覧」「同一人物一覧」にて確認できること。		基本4情報、町コード、町名カナ、住所または所在地、氏名かなまたは名助かな、通称かな、生年月日、個人または法人を特定する番号、課税決定通知書特定する番号			氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、個人(法人)宛名番号、課税年度、課税科目、通知書番号、特別徴収指定番号、世帯番号、送付番号、軽自動車税課税番号、軽自動車税車両番号等の検索ができること。	同上	<検討事項> ①マイナンバー、法人番号での検索は必要か		
9.5	その他				9. 該当者一覧の表示内容として「氏名」「生年月日」「性別」「住民コード」「記号番号」「住所」が確認できること。また「輸出予定者」「輸出決定者」「死亡者」といった住民の状況が容易に判別することが可能なこと。 10. メニューに戻ったり、画面を切り替えることなく、基本画面にて照会、異動、発行の操作が連続してできること。 11. 旧姓、旧住所等での検索ができること。 12. 検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。 13. 検索結果画面において、各項目での分類(階級、昇順の並び替え)ができること。 14. 初期画面表示時は最新情報が照会できること。 15. 画面から入力する時に必須入力項目は明示的であること。 16. 入力エラー時はすべてのエラー項目が明示的であること。 17. 該当者一覧より選択した住民の世帯状況が同一画面にて表示できること。 設定・収納状況 名寄せ収納状況 33. 固定資産税は区分所有者から検索できること。					同上			
9.5.1	市長名・職務代理人	首長名・職務代理人名を変更できること。 変更された市長名、職務代理人名を帳票に印字できること。							市長名・職務代理人名を変更できること。 また、帳票の改修を行わずに変更された市長名、職務代理人名を印字できること。	一構成員の仕様に記載がありますが、首長名が不在時の職務代理人などを通知書や証明書に印字する必要があるので、当該情報を管理する機能は必須であると考えます。	<検討事項> ①記載のない構成員においても、必須機能であるか		
9.5.2	EUC	印刷機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。	【EUC機能】 59. 必要に応じて、CSVデータ等の切り出しができること。		データ抽出機能 データ抽出機能 167. 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出・画面表示できること。 168. 上記で抽出された結果をXLS/CSV/XML形式でファイル出力できること。 169. ファイル変換した場合は変換を行った「職員名」「端末ID」「出力形式」「出力先」をログとして保存できること。			汎用性の高いEUC機能で抽出条件を職員で任意に設定可能なこと。	様々な業務上の工夫、分析を実施するために汎用的な情報抽出機能は必須であると考えます。				
9.5.3	同一人管理	複数の宛名が同一人と特定される場合、同一人の設定ができること。 同一人設定された場合、照会画面において名寄せして画面表示できること。	【同一人】 94. 宛名システムにて同一人管理を行った場合、収納システムにおいて同一人物とみなせること。		宛名管理 業務関連機能メニュー 25. 宛名管理で合算者が管理できること 設定・収納状況 名寄せ収納状況 37. 同一人物が設定されている場合は名寄せされること。				複数の構成員の仕様に記載がありますが、住在外や再転入者など、別の宛名番号が振られている同一人を名寄せし、同一人物として整合をもって対応するため、名寄せ機能は必須であると考えます。				
9.5.4	納税組合	納税組合と納税義務者の紐づけができること。納税組合情報は開始日・終了日を指定できること。 納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。 納税組合が解散した場合、一括して脱退できること。 奨励金の計算ができること。 組合ごとの納付状況が把握できること。	【口座・納税組合情報参照】 95. 対象者の口座、納税組合情報が参照できること。 96. 口座・納税組合情報は申請日、開始日(加入日)、終了日(脱退日)を参照できること。 【納税組合】 177. 納税組合の検索においては、納税組合コードによる検索ができること。 178. 共通検索項目に加え、納税組合コードを指定しての検索ができること。 179. 納税組合情報の照会ができること。 180. 異動の履歴を参照できること。 181. 納税組合に所属している納税組合員の情報を参照できること。 182. 納税組合の異動が可能であること。 183. 異動履歴情報を保持できること。 184. 納税組合を解散した場合、その組合員も一括して脱退とできること。 185. 納税組合開始日、終了日の管理ができること。 186. 組合員情報の異動ができること。 187. 異動履歴情報を保持できること。 188. 納税組合員の税目、開始日、終了日の管理ができること。 189. 奨励金の計算ができること。 200. 納税組合名、加入年月日、脱退年月日、処理日を管理できること。 208. 納税収納状況リストを作成する					納税組合がない自治体もあることから、オプション機能を想定しています。	<検討事項> ①奨励金の計算ロジックは一般的なものがあるか要確認 ②その他に具体的に明記すべき必須機能はないか				